

○議長（小野 稔君）

ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、一般質問を行います。

通告により、七番奈良岡文英議員に一般質問を許します。七番奈良岡文英議員。

〔七番 奈良岡文英議員 登壇〕

○七番（奈良岡文英君）

皆さん、おはようございます。

議長の許しを得ましたので、発言させていただきます。議席番号七番、町民クラブ奈良岡文英です。今日は一般質問のトップバッターということで、よろしく願いいたします。

八月三日と九日の大雨で被災された方々には心からお見舞い申し上げます。特に、白子地区のリンゴ園でリンゴの木が水没して、今まで丹精込めて育てたリンゴが台なしになったことに、改めてお見舞いを申し上げます。

また、一日も早い復旧をお祈り申し上げます。

これから約二か月間、台風シーズンに入ります。先日、日本海を北上した台風十一号は進路が西側にそれて、特に影響はありませんでしたが、台風十二号の進路が大変気になるところであります。十一月のリンゴの主力品種ふじの収穫が終わるまで、大きな被害、災害がないことをお祈り申し上げます。

また、国際情勢に目を向ければ、今年二月二十四日に突然始まったロシアによるウクライナ侵攻から、半年以上過ぎました。いまだに終結の兆しが見えない状況にあり、長期化、泥沼化する傾向にあります。先日、亡くなられたゴルバチョフ元ソビエト大統領と当時のアメリカブッシュ大統領が一九八九年に会談して、冷戦終結宣言をして以来、国際協調が叫ばれている今の時代に、武力行使による現状変更を目的とし、世界の安全保障や経済秩序を根底から揺るがす戦争となってしまいました。この三十年間の武力衝突紛争とは違う段階のものです。いざ武力紛争が始まれば、犠牲となるのは一般市民

です。ウクライナ国内では、一般市民の死者数が一万人以上とも言われています。しかし、さらに多いとの指摘もあり、実態は明らかになっておりません。

ロシアは核兵器の使用もちらつかせていますが、非核平和の町宣言の我が町の一町民として、核戦争にならないことを心から願っております。そして、一日も早く話し合いによる解決を目指し、ウクライナに平和が訪れることを願っております。

それでは、通告した内容に沿い、質問させていただきます。

まず農政について、冒頭に触れました八月の大雨の農業への被害状況について、リンゴ園の冠水や浸水など被害面積及び被害額はどのぐらいになっているのか伺います。

次に、復旧対策について、今回冠水したリンゴ園は、リンゴの木に流木やごみが付着して、大変な状態であり、来年度以降リンゴを再生産するためには、多大な時間と労力がかかるものと思います。私も後片づけに僅か半日はありますが、ボランティアで参加させてもらいましたが、気の遠くなるような作業で、園主の方にとっては大変な作業だと思います。来年度以降も生産意欲を継続していくためにも、早急に復旧対策を打ち出す必要があるかと思えます。被害を受けたリンゴ園及び農地の復旧対策について、どのようなお考えなのか伺います。

次に、生産資材の高騰対策について伺います。

コロナ禍、円安、突然起きたロシアのウクライナへの軍事侵攻で、世界情勢が不安定になり、原油や生産資材の価格が軒並み高騰している状況にあります。農業の現場でも生産に必要な燃料、肥料、農薬、生産資材などの価格高騰が続いています。製造コストの高騰を、農産物の販売価格に直接転嫁できないのも農業であります。このような状況が長引けば、農家経済への影響は大きく、農家の生産意欲が減退し、地域農業が衰退することが心配されます。

町では、農業への影響をどのように考えているのか、また何か支援策は考えているのか伺います。

次に、環境行政についてのごみの減量化、リサイクルの推進について伺い

ます。

日本では、経済発展に伴い、物があふれて何でも手に入り、大量消費を繰り返して、大量のごみを排出してきました。ごみに関する問題は、日本だけで起こっている問題ではなく、世界的に起こっている問題であります。近年では、廃棄物の管理が進み、ある程度落ちついてきています。同時に、先進国と呼ばれる国では、大量のごみが排出されていますが、ごみの発生を抑制する対策が取られていることから、この先急激に増加していくことは少ないものと考えられています。

日本でも、大量のごみが発生していますが、私たちはごみの量が問題となっていること、また、それに対しどのような取組が行われているか、身近な問題として関心を持ち、そして学習することが大切であります。環境へ負荷の少ない持続可能なクリーンな地域社会を築いて、次の世代に引き継いでいく必要があります。

そこで、我が町のごみの減量化と、その取組の現状について伺います。

次に、オフィス町内会について伺います。

青森県は全国と比べ、県民一人一日当たりのごみ排出量が多く、ごみリサイクル率は低迷している状況が続いています。その原因として、特に事業系のごみ排出量が多く、また古紙のリサイクルが進んでいないことが挙げられます。オフィスや事業所の古紙リサイクルについては、中小企業や個人事業主では、量が少ないなどの理由から、古紙回収業者による回収が行われにくい現状にあると考えられます。

オフィスや事業所から排出される古紙のリサイクルを促進するため、無料で効率的に古紙回収を行うオフィス町内会のネットワークづくりを進めています。弘前地区オフィス町内会は、平成二十二年に設立されていますが、オフィス町内会の加入状況とそのメリットについて伺います。

次に、三R運動について伺います。

三R運動に取り組むことで、ごみを限りなく少なくし、そのことでごみの焼却や埋立処分による環境への悪い影響を極力減らすことと、限りある地球の資源を有効的に繰り返し使う循環型社会をつくろうとするものです。町民一人一人が三R運動に取り組み、持続可能な社会に貢献できるように、日常

生活で意識していく必要があります。

我が町の取組の現状について伺うものです。

次に、景観と環境保全について、地球温暖化対策への取組について伺います。

地球温暖化の影響は、気温、海水温の上昇、近年に見られる異常気象や激しい気象の増加、生態系の変化などが挙げられます。社会経済面への影響では、干ばつや大雨による農業食料生産や飲料水への影響、激しい気象や気象変化による人的被害などが懸念されています。

地球温暖化対策が求められているのは、政府や大企業だけでなく、私たち一人一人が身近な問題として取り組むことによって、地球温暖化防止に役立っていくと思います。

そこで、我が町の地球温暖化に対する取組について伺います。

次に、野焼き防止対策について伺います。

家庭ごみの焼却や、近年少なくなっている稲わらやもみ殻の田んぼでの野焼きは、煙や悪臭による生活環境への悪化や交通障害を招いたり、低い温度で焼却されることで、ダイオキシン類などの有害物質が発生し、環境や人体に悪影響を及ぼしたり、火災や大気汚染の原因の一つとなっていました。平成十三年からは、法律によって禁止されています。

これに対する防止対策はどのようになっているのかを伺います。

次に、文化芸術の振興について伺います。

常盤ふるさと資料館あすかについて伺います。

常盤ふるさと資料館あすかは、平成八年に開館し、旧常盤村の先人たちの作品や蔵書、遺品が多数収蔵されています。ほかに町内外の芸術文化グループや、個人アーティストによる企画展の開催など、町民憲章に掲げる文化の薫り高い町の発信地となっていますが、このふるさと資料館あすかに収蔵している美術品の管理の状況について伺います。

また、収蔵している優れた美術品を常設展や企画展を開いて、広く町内外に紹介して、芸術文化の発信に努めるという取組についてはいかがでしょうか。

以上、通告しておいた項目の質問を終わりますが、答弁に際しては、町民

一万四千六百人に対して責任のある答弁をよろしくお願いして、登壇での発言を終わります。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

コロナ感染拡大、そしてまた八月三日と九日の線状降水帯が初めて青森県にとどまって、多くの津軽各地に災害の爪跡ありました。我が町の白子地区でも、六十八ヘクタールを超えるリンゴ園が冠水して、被害ありましたリンゴ農家の人々には、心からお見舞い申し上げる次第であります。

その暗いニュースの中で、ひときわ明るいホットな話題が一つあります。皆さんご存じのとおり、国道七号線常盤地区北上すると、久井名館周辺、片面でございすけども、非常にコスモス街道と言ってもいいほど、総延長七百メートル、コスモスの花が今咲き乱れて、非常に秋の景観を、藤崎の景観を美しく、明るくしていただいております。十数年前から環境美化のために、地元の企業が空き缶拾いとかやってくれましたが、今年は春先から国交省のご理解の下、コスモスを植えて、今本当に花が満開に咲いております。どうか皆さん、まだ見ていない方は自分の目で見ていただいて、その企業の皆さんの温かい環境美化に感謝していただければと、そう思っております。

それでは、奈良岡文英議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、農政についてのイの八月集中豪雨の被害状況についての農業への被害状況はどのようになっているかについてお答えいたします。

八月三日と八月九日の線状降水帯によりまして、我が町の白子地区中心に岩木川が氾濫しまして、大変なリンゴ園が冠水しました。白子地区のリンゴ園地の面積としては、総被害面積六十八・五九ヘクタール、減収量約千二百二十トン、総被害額は約二億六千万円となっております。これは、近隣市町村を含めて県が発表した数値であります。

また、先週九月七日から九日までの三日間、藤崎町民に対しまして、被害相談窓口による被害状況は、リンゴが冠水した園地が約四十七ヘクタール、

被害額が一億六千三百万円、トマト、ミニトマトが約三十五アール、被害額は約四百万円。ほかにも大豆、アスパラガス、桃、プルーンへの被害が報告されております。今後におかれましても、随時被害相談を受け付けて、被害情報招集に努めてまいりたいと存じます。

次に、復旧対策についてであります。現在町では、園地の復旧に向けた作業を行っており、流れ着いた廃棄物等については河川敷内の三か所の収集場所を設け、処理しているほか、農道付近に集積されているものについては、業者が巡回し、回収しております。

また、周囲よりも低く冠水した農地につきましては、ポンプによる排水なども既に実施しており、排水の作業は終わっているところでございます。

次に、被害者支援は考えているかについてであります。支援の一つのものとして、薬剤散布に係る経費負担の軽減に資するため、被害割合が三十%以上のリンゴ園地において、十アール当たり五万円の助成補助を行うものであります。これについては、八月二十三日の臨時議会で予算が可決しており、十月二十日前後に農家の方へ助成する準備をしているところでございます。そのほか、九月に実施予定の被害相談窓口を通じて、リンゴ以外の作物を含めた被害の状況を把握し、必要と思われる支援策を順次検討していくものであります。

国におきましても、激甚災害指定、災害救助法が間もなく国会で審議なされ、救済のための策もいろいろ県を通して我々に指導していただいているところでもございます。早い時期に、手厚い救助ができるよう、今後鋭意努力してまいります。

次に、口の生産資材高騰対策についての農家経済の影響はないのかについてお答えいたします。

円安や国際情勢による原油価格への影響等により、生産資材が高騰している状況であり、農家経済への影響は避けられないものと考えております。

県内ではご承知のとおり、南部町、田子町がこの農家救済のための予算を審議して可決しているところでございます。町といたしましても、今後近隣市町村との状況を精査しながら、いわゆる原油価格、あるいはロシアによるウクライナ紛争において、様々な物価が高騰してございます。精査しながら、

農家救済を近日中に検討してまいりたいと考えております。

次に、支援策は考えているかについてであります。今お話ししたとおりであります。

次に、環境行政についてのイのごみの減量化、リサイクルの推進についてのごみの減量化の取組と現状についてお答えいたします。

まず、ごみの減量化を進める目的は、資源の有効活用、環境負荷の低減、そして生物多様性の保全を図りながら、私たちと次の世代の人々が豊かに生きていくことができる持続可能な社会を実現することにあります。このことから、町におけるごみの減量化の取組につきましては、ごみの排出者、ごみの収集事業者がそれぞれの立場において、何ができるかを考え、行動することが必要であります。

そのため、町では家庭から排出されるごみについては、広報紙やホームページなどを活用して、ごみの減量、資源化の必要性について、町民や収集処理業者の方々に周知、啓発活動を継続的に行っており、常盤地区で行っているステーション収集に対しましては、分別指導員を配置し、ごみの分別、減量、リサイクルの推進に対する取組を展開しているところであります。

また、農商工業者の事業者の方につきましては、事業主、事業所を直接訪問し、事業系一般廃棄物の減量化の取組強化への協力依頼を行ってきたところでもあります。

町におけますごみの排出状況の現状についてであります。過去において町から排出されたごみ総排出量及び一人一日当たりの排出量は、平成三十年代が五千五百八十六トン、千三十二グラム。令和元年度が五千三百四トン、九百八十八グラム。令和二年度が五千百三十五トン、九百六十七グラム。令和三年度につきましては、速報値となりますが、五千九十二トン、九百七十一グラムとなっており、県が目標値としている一人一日当たりの排出量九百八十グラムを下回る実績結果となっております。

次に、オフィス町内会についてであります。このオフィス町内会は、県環境政策部で事業展開している事業であり、複数の事業所が協力し合い、共通の回収運搬車を各事業所間に運行、回収することで、古紙回収業者の運営費に見合うように、量的、コスト的にメリットを生み出す方法となっております。

ます。また、回収した古紙は製紙会社に搬入され、製紙会社において、リサイクルされることとなります。

当町における事業者は、弘前地区オフィス町内会に加入することとなりますが、町内においてこのオフィス町内会に加入されている事業所数につきましては、十五の事業所が加入されております。オフィス町内会に加入するメリットといたしましては、一つ目として通常古紙紙類を可燃ごみとして処理する場合は、有料で処理されるものでありますが、本システムでは無料で回収されるため、コストダウンにつながるとともに、仕事の効率化、合理化を考える機運づくりにつながることとなります。

二つ目といたしましては、古紙リサイクル事業に積極的に取り組むことにより、企業のイメージアップにもつながるものと考えております。

町といたしましても、オフィスや事業者から排出される古紙のリサイクルを促進するため、無料で効率的に回収を行うオフィス町内会のネットワークへの参画も、今後広くPRし、古紙リサイクル事業を推進することとしております。

次に、三R運動の取組についてであります。ご存じのとおり、三Rとは環境への負荷の少ない持続可能な社会へ向けた三つの取組のことであり、三Rの優先度順に、リデュース、ごみの発生抑制、リユース、繰り返し使う再使用、リサイクル、資源として再利用のことを言うものであります。かつての大量生産、大量消費、大量廃棄のライフスタイルは、資源の著しい減少と処理し切れないほどの廃棄物を生み出しましたことから、天然資源の消費を抑え、環境への負荷を低減し、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う循環型社会の形成が必要となっております。

そのために、私たちの家庭、職場などにおいても、使うエネルギーをなるべく少なくする行動、空気や海など汚さないようにする行動、そして毎日の生活から出るごみに関する行動などが強く求められております。特に、日々の暮らしの中で必ず出るごみについては、資源の減少や環境負荷の増大に関する問題などの点から、減量化が喫緊の課題となっており、少ない資源で効率的、効果的な経済社会をつくり上げるためには、私たち一人一人が日頃から発生抑制、再使用、再利用の三Rを意識した取組が必要であり、大切であ

ると認識しております。さらなる三R運動を実施する施策を、今後とも推進してまいります。

次に、口の景観と環境保全についての地球温暖化対策への取組についてお答えいたします。

地球温暖化は、大気中の二酸化炭素など、赤外線を吸収する温室効果ガスの濃度の増加に伴い、大気に蓄えられる熱が増加し、地表面の温度が上昇する現象であると言われており、二〇一五年に開催されたパリ協定では、二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を抑えるための目標値を設定し、全体として実質ゼロを目指すことに、世界百二十以上の国や地域において賛同し、日本においては二〇二〇年の十月に当時の菅内閣総理大臣が、脱炭素社会を目指すことを宣言したところでもあります。

なお、実質ゼロとは、人間活動において排出される二酸化炭素が、植物の光合成や新たな技術により集荷されるなど、吸収されることにより、排出分と吸収分が相殺されることをいい、実質ゼロ実現のためには火力による発電量を減らす、再生可能エネルギーの発電量を増やす、省エネさらに二酸化炭素の回収、貯蔵技術などの技術革新についても必要となるものであります。

近年、暑熱や洪水などの異常気象の発生が顕著になっており、当町においても先月二回の大雨に見舞われるなど、今後も様々な影響が懸念されるところでもあります。

対策といたしまして、平成十九年に第一次地球温暖化防止対策実行計画を策定推進し、昨年六月には第四次実行計画を策定し、令和七年度までの二酸化炭素排出量を令和二年度の排出量から五%削減することを目指しておりますが、具体的な取組につきましては、太陽光発電等の再生可能エネルギーの積極導入、公共施設の新築、改築時における環境負荷の低減に配慮した施設整備の推進、公用車の更新時における小型車や低燃費車、ハイブリッドカーの導入、及び電気燃料使用量の削減、ごみの減量、リサイクルの徹底、クールビズ、ウォームビズの推進などに取り組んでいるところであります。

今後も、町民や事業者の皆様方のご理解とご協力を得ながら、さらなる環境対策を推進し、環境循環型社会、低炭素社会、自然共生社会への取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、野焼き防止対策についてであります。当町においても毎年若干の発生を見ている状況にあります。対策といたしまして、県が主催する稲わら焼却防止キャラバンへの参加や、注意喚起に関する広報ふじさきへの掲載、また住民からの通報があった際の直接指導など、適宜実施しながら防止に努めているところであります。

今年の県が主催する稲わら焼却防止キャラバンは、今月の末二十六日に実施する予定になっております。

次に、文化芸術の振興についてのイの常盤ふるさと資料館あすかについての所蔵品の状況と管理についてと、芸術文化の発信については、関連がございますので、一括してお答えいたします。

現在、常盤ふるさと資料館あすかに収蔵してあります作品は、当町出身の木版画家高木志朗氏や円平仁氏の版画作品二百六点、高木春雄氏の作品を含む油彩画百二十二点、このほか日本画、洋画、油絵など百二十九点、木版画の版材である版木千三百五十二点であり、そのほとんどが寄贈された作品となっております。

作品の管理につきましては、資料館あすか内の収蔵庫において保管しております。なお、これらの作品を長期に渡って適正に保管していくため、今後温度・湿度・空調等について十分考慮した安全で良好な環境の下、保管していくことが、必要不可欠となっております。

また、資料館あすかにおいて収蔵してある作品については、年間百三十三日程度、常設展及び収蔵作品展として公開しております。

さらに、企画展及び貸館においても、年間約十三回、八十六日間程度、地域と風土に密着した優れた作品並びに関連資料について公開し、広く芸術文化の発信に努めているところであります。

今後につきましても、展示作品を入れ替えしながら、多くの皆様に作品を味わっていただき、わが町の町民憲章にもございます、「文化の香り高いまちをつくる」ため、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

以上、奈良岡議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、七番奈良岡文英議員に再質問を許します。七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

まず、大雨被害について伺います。

今答弁にありましたリンゴ園の被害面積が六十八・五九ヘクタール、被害総額が約二億六千万円ということなんですけれども、過去に白子地区、真那板地区の岩木川、平川の合流地点付近の水害の過去の被害は何回ぐらい、どのぐらいの規模であったのか、伺います。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えします。

平成に入ってから代表的な災害被害は、平成三年九月の台風十九号、平成九年五月の大雨災害、平成十年十月の台風十号、平成十四年八月の大雨災害、平成十五年九月の台風十四号、平成十六年九月の台風十八号、平成二十五年九月の台風十八号での被害が主なものであります。

農業関係の被害額につきましては、平成三年九月の台風十九号では二十八億一千七百万円、平成九年五月の大雨災害では六千三百万円、平成十年十月の台風十号では五千五百万円、平成十四年八月の大雨災害では六千五百万円、平成十五年九月の台風十四号では二億三千万円、平成十六年九月の台風十八号では五億二千百万円、平成二十五年九月の台風十八号では一億七千三百万円となっております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

今説明にあった被害、平成に入ってから大変な数だと思いますが、その中で水害によるものが今年も含めて約五回、約でなく五回だと思うんですけれども、水害の常襲地帯ということで、なかなかそこでリンゴを栽培していくというのも大変なことだと思いますけれども、今回の水害でリンゴ以外の作物で被害があったものはまだ調査中ということなんですけれども、例えば大

きなものとしてはどういうものがあったのか、それについて伺います。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

現在、先週行われました被害相談窓口による被害状況を分析しており、リンゴ以外の被害作物について対応を検討しておりますが、先ほど町長も述べましたように、リンゴとトマトとアスパラガスが三十五アールで、被害額が四百万円、ほかに大豆、アスパラガス、桃、プルーン、ナス、キャベツの被害報告が確認されております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

今回の水害で、何年か前から始まった収入保険、あるいは果樹共済への農業収入を補填するというものなんですけれども、加入状況はどのようになっていますか。また、これから今後、加入促進方針についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

この白子地区の被害に遭われた方の収入保険につきましては十一件、果樹共済につきましては十四件、計二十五件の方が加入しております。

加入の推進につきましては、令和四年度から収入保険の補助率を十五％から三十％にかさ上げしたところであります。今後、かさ上げしたことにつきましても、各団体での会議の際に補助内容のほうの周知を行い、加入促進、推進に努めてまいりたいと思います。あと、商工会などの青色申告会の加入促進なども検討していく必要があります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

収入保険については、今町で三十%の保険料の補助があるということなんですけれども、一番ネックになっているのが、高齢者の農家の方の青色申告ということなんだろうと思うんですけれども、その辺の青色申告の加入要件を緩和するとか、そういう方向性ではなく、自分の農業経営をちゃんと数字で収支を出して数字で把握するという点で、私は青色申告をしっかりとやった上で加入促進すると思うんです。するべきだと思うんですけれども、青色申告に対する指導体制とか、指導方針はどのようにお考えですか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

青色申告につきましては、近隣市町村で行われている青色申告のシステムの導入、いろいろ検討されております、実施されております。町のほうでも、いろいろな情報の収集に努め、発信に努めてまいります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

青色申告については、いろいろ考えがあるかと思えますけれども、今若い世代の後継者の人に対しては、パソコンでの青色申告を推進して、例えば青色申告ソフト購入のための助成とか、パソコン導入の助成とかそういうことも考えられると思うんですけれども、そういう点についてはどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

近隣市町村の動向も見据えながら、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

次に、支援対策について伺いますが、先日弘前市でいわゆる河川敷でリングを作っている方が、ほかに農地を求めて移転する場合、移転費用の二割を助成するという新聞報道がありましたけれども、我が町ではそういう方針は、今後そういう方針を検討材料というか、検討するとかそういう方針はないんですか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

町としましてというか、過去に国の支援で代替地による営農支援がありました。今後におかれましても、国や県の動向を注視し、情報に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

農地の移転、代替地を求めることに対しての助成というのは、高度な政治判断も必要かと思えます。個人の資産取得の助成という形になるかと思うわけです。その辺については、町長どのようにお考えですか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今回の線状降水帯でいわゆる青森県に初めて降水帯がとどまったというのが、一番最初が八月の三日です。そして、すぐ消防団が百人も出て、七日の日曜日に出ていただいて、三村知事も白子の競馬場の近くの災害地に足を運んでいただいて、自分の目でそれを見ていったと。その間髪を入れずに、私中南県民局、澁谷局長に今回の災害状況を目の当たりにして、黙ってられないところで、町としての要望書を三村知事宛てに県民局に持っていきました。そしたら、次の日、赤平農林部長と澁谷県民局長と役場に来ていただいて、いわゆる今後、激甚災害あるいは災害救助法に適用するようなメニューを私のところに持ってきました。その中に、大規模な改植、これは大概農

地で営農するためのメニューとして、一反歩当たり五十二万円、改植から選地までの間の収入を確保ということで、こういうメニューも提示していただいているところでございます。

ただ、これはこれからの国会始まっての審議始まって、いつ正式に成立するかも分かりませんが、様々な対策の内容を私に持ってきました。そのときに、私が言ったことは、青森県にとどまらない被害だということで、県の知事には知事会、全国の知事会、あるいは私は青森県の町村会にも属しておりますので、町村会にも電話して市長会と一緒に対応して、まずは激甚災害指定を受けて、困った方の救済や、あるいはまた鱒ヶ沢なんか四百四十五件も床上、床下浸水があったわけですよ。もろもろの対策を講じるべきだということで訴えさせてもらいました。

この対策のメニューは、相当厚く、今代替の話も出ていましたけども、それは国で基本的に予算早く成立させて、早い時期にその対策を全国の災害地にやっぱり手を伸べるべきだと、そう思っております。

また、先般農林大臣、野村農林大臣も弘前に来て、大川地区の被災地、そして八市町村が集まっての、いわゆる一堂に会しての合同要望書、陳情書を開催していただきました。そのときも、手厚い細々した、早く成立させて、困っている人に提示してくださいよということと、代替地の話もちろん首長の中から何人からも出ました。そういうことで、これからもスクラム組んで、国及び県に救済のための様々な事業展開をしていただくことを、これからも粘り強く働きかけていきたいと思っております。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

水害の常襲地帯ということで、今代替地の話が出ましたけれども、若いやる気のある農家さんが代替地を求めて、もっと長期的に農業を続けていきたいんだという場合には、最大限の支援、できる限りの支援をしていくべきだと、こう思っております。

次に、生産資材の高騰対策について伺いますけれども、先日今年の県産米の概算金の発表になりました。それによると、一俵千三百円の値上げという

ことなんですけれども、肥料が二〇一九年から二〇二〇年にかけて約五百円ほど上がっていると、これは物にもよりますけれども、来年はもっと上がる、物によりますけれども、二千円近く上がるものもある。国の統計では約一・七倍になるのではないかというデータもあります。これについて生産意欲が停滞するんじゃないかという危惧もあるわけなんですけれども、これについて町としては何かこう、助成措置とか対策は考えておりますか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員も毎日新聞見ていると思いますけれども、いち早く原油高騰による様々な農業資材の高騰があって、南部町がいち早く予算措置しました。数日後田子町が似たような規模で、救済のための議会に提示して、予算が審議されております。我が町もそれに準ずるといような形ではなく、近隣市町村の動向も踏まえて、何らかの形で農家の米が下がっている、あるいは様々な原油、燃料あるいは肥料もひっくるめて資材が高騰しているということで、基幹産業の第一次産業の育成を考えるべきときに、何らかの手だてはしなければならぬということ、もう担当課にはその指示を出しているところでもございます。

よって、臨時議会になるか、あるいは十二月の定例会なのか分かりませんが、その救済策は講じていきたいと思っております。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

何かの救済措置をするということなんですけれども、期待して待っております。

救済措置について私の考えを申し上げますと、給付金方式もいいんですけども、私やっぱり五年先、十年先も農業を続けていくという考えでもって、例えば償却資産の一部を助成するとか、そういう長期的な計画を持った人に対して手厚く、支援していくべきだと考えております。それについては町長どうですか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

その辺をひっくるめて、総合的に今後検討していきたいと思っております。

また、コロナ禍の中で、例えば農家に限らず個人経営者とか、あるいは個人とか、会社とか様々な救済措置で、若干農家でも対象にして手を挙げてちゃんとこの交付金を頂いている方もあります。ただ、今回は全般的に資材高騰、燃料高ということが基本的なベースにありますので、どのような形にしたら第一次産業の基幹産業を育成して、振興していけるかということ、様々な角度から検討させていただきたいと思います。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

次に、ごみの環境行政について伺います。

常盤地区と藤崎地区の収集方式が違うんですけれども、常盤地区では分別指導員がいるということで、分別の指導をしているということなんですけれども、この分別指導委員の数と、藤崎地区の分別指導はどのように行っているのか、この点について伺います。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えさせていただきます。

町長答弁にありましたけれども、分別指導員の配置につきましては、常盤地区に配置しております。配置人員については、ステーション百四か所中、二十二か所のステーションに、三十二名配置しております。町内で申しますと、十五町内中十四町内にごみ指導員を配置しているところであります。

ステーション指導員の業務につきましては、資源ごみ以外のものが出されていないか確認していただくとか、分別収集ネット、コンテナの整理をしていただくとか、あと冬期間屋根のないステーションの除雪などをお願いしているものであります。

藤崎地区につきましては、戸別収集でございますので、町のほうといたしましては広報でのPRはもとより、まずごみの分別排出ルールを徹底してございます。そのルールに違反されているごみについては、収集業者はその場所から持っていかないという行動を取ってもらっていました。シールを貼って云々の状態なので持っていかないということになっています。その分別だけでなく、あと収集日、朝八時まで出すことにしております。大体午前中かかるんですけども、早い場所については八時ちょうどぐらいに分別する分もありますけれども、傾向として八時過ぎに出して、ちょうどぎりぎりの時点で収集が間に合わなかった家庭から電話なり来たりしますけれども、そのときにはその町内に、すぐそばにいたのであれば、収集業者のほうに再度電話して、収集をしてもらうようにして、併せてその家庭のほうには八時前に出してくださいという指示をしているところであります。

あと収集業者については、収集組合におきまして、処理場のストックヤードの場所において、回収したごみを開けて確認する内容物検査を実施しています。不適正な分別ごみについては、組合でもってその収集業者に返します。つまりは、その収集業者はそのごみを再度分別して処理しなければ、ごみが蓄積されてしまうということになりますので、収集業者も家庭からのごみについては、確実に中身を確認して収集しているということになります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

環境問題については、結局町民一人一人の意識向上によるところが大きいと思います。啓発活動として町の広報だけでなく、今はやりのウェブとかSNSで、あらゆる手段を使って発信していくことが大事だと思います。

それで、環境問題検討委員会の設置目的、協議事項について伺います。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答えいたします。

環境問題検討委員会の設置目的でありますけれども、町におきますごみの減量化、それからその他環境問題に関して検討しまして、生活環境の向上を図ることを目的に設置したものであります。委員につきましては六名の委員で構成しておりまして、昨年令和三年度におきましては、二回の開催をしております。

ちょうど改選の時期になりましたものですから、組織会の後、常盤地区のし尿収集の運搬要件の改定についてでありますとか、昨今はやっておりますアメリカシロヒトリに対する防除噴霧器の無償提供について、審議してもらっていました。もう一つは、津軽地区ごみ処理広域化協議会の進捗状況についても話をさせていただきまして、令和二年度の廃棄物の実態調査の結果についても説明しております。それから、合葬墓、皆様のほうにも届いている方がいたかもしれませんけれども、町で合葬墓に関する町民アンケートの今後についても、実施する旨を説明し、その旨をお話しをしながら、協議し、対応したものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

七番奈良岡文英議員。

○七番（奈良岡文英君）

時間も少なくなりましたので、次に教育委員会に伺います。

ふるさと資料館あすかの収蔵品の管理の状況とか、今後どのような方針で、収蔵している美術品が、せっかくの美術品が劣化しないような管理が必要かと思っておりますけれども、その点について伺います。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（成田 泉君）

まず、予算措置についてですが、資料館あすかの所蔵品を保管している収蔵庫では、二台のエアコンを設置しております。二十四時間常に稼働させていることで、適正な温度、適正な湿度を保持しております。収蔵庫のみの電気料については特定しておりませんが、令和四年度資料館あすかの電気料年

間予算額は約百二十二万円でございます。

次に、今後の方針についてでございますが、貴重な収蔵品の適正な管理を継続していくため、収蔵品の保管状況を把握するための調査を行うことを今後検討しております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

これで七番奈良岡文英議員の一般質問は終了しました。

換気及び消毒のため、休憩いたします。再開時刻は午前十一時十分といたします。

休 憩 午前十一時 一分

再 開 午前十一時十一分

○議長（小野 稔君）

次に、四番五十嵐 忍議員に一般質問を許します。四番五十嵐 忍議員。

〔四番 五十嵐 忍議員 登壇〕

○四番（五十嵐 忍君）

おはようございます。議席番号四番五十嵐 忍でございます。

ここ数か月は、人の生死、命について考えさせられる出来事が続きました。七月八日、安倍晋三元首相が銃撃され、死去したことを受け、ロシアのプーチン大統領は、安倍氏が犯罪者の手によって命を奪われたことに深い哀悼の意を表明していましたが、大統領自身がやっていることは犯罪ではないのか、殺人ではないのか。戦争こそが殺人の最たるものではないでしょうか。

また、七月二十六日には、二〇〇八年東京秋葉原で無差別に七人を殺害し、十人を負傷させた青森県出身の加藤智大死刑囚に刑が執行されました。彼が犯した罪は断じて許されるものではありませんが、死刑にすることにより動機の解明が十分になされないままでは、類似の事件がまた起こらないとも限りません。再審法改正について、昨年我が議会でも請願を採択しました。国がいつでも正しいとは限らず、冤罪もありうる中、死刑も含めて日本の刑事司法制度は遅れていると言わざるを得ません。今回の一般質問に直接関わる

ことではありませんが、一言私の考えを申し述べさせていただきました。

それでは、令和四年第三回定例会に当たり、通告に沿って一般質問いたします。

まず初めに、防災について、次の三点をお聞きします。

イ 八月九日の避難指示によって、避難してきた人数、及び避難所開設・運営に当たって見えてきた課題は何か。

ロ 表町の藤崎町老人憩の家や、白子研修集会所は地理的、地形的に避難所に適さないと思われる。一次避難所を見直す必要があるのではないか。

ハ 西豊田地区は今回の大雨でも道路が冠水した。役場等公共施設周辺の側溝の泥上げについて、町の計画はどうなっているか。

次に、地域医療について、次の三点をお聞きします。

イ 藤崎診療所の今後の在り方について、廃止以外の選択肢を検討したか。

ロ 診療所が廃止になった場合、かかりつけ医にしている患者への影響をどう捉えているか。また、健（検）診体制への影響はないのか。

ハ 地域医療の将来像をどのように描いているか。

以上、壇上からの私の一般質問といたします。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

五十嵐 忍議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、防災についてのイの八月九日の避難指示によって避難した人数、及び避難所開設・運営に当たって見えてきた課題は何かについてお答えいたします。

八月九日の大雨により、町内を流れる河川が増水し、洪水の発生が懸念されたことから、富柳、舟場、みつや、表町、仲町、曲新田、本町、館川町、下町、緑町、白子地区に避難指示を発令し、同時に避難所を開設いたしました。

避難した人数につきましては、常盤老人福祉センターに二十四人、藤崎老人福祉センターや町文化センターなどに二百七人の方が避難され、安全を確

保したところでありますが、課題といたしましては、避難者の方のお名前や健康状態の聞き取りなどに係る受付の工程について、今回のように多くの方が避難所に押し寄せた場合を想定し、スムーズに対応する方法を確立する必要があるものと考えております。

また、今回夏場の避難であったことや、避難者の負担を減らすことなどを考慮し、空調や畳のある部屋を優先し避難場所として設営いたしました。今後は季節や受付の効率性を重視しながら、スポーツプラザ藤崎を優先して設営したり、避難者の状況等に応じ、高齢者の方やコロナ陽性者の方について、隣接する施設に振り分けるなどの方法も今後検討してまいりたいと考えております。

次に、口の表町の藤崎町老人憩の家や白子研修集会所は地理的、地形的に避難所に適さないと思われる。一次避難所を見直す必要があるのではないかとありますが、藤崎町地域防災計画は、風水害等災害対策や地震対策等を想定しているものでありますが、議員のご指摘のとおり、今回のような洪水被害を想定した場合、河川に近い避難所につきましては、避難所に適さないものと思われま。

一方、地震災害であった場合には、より近くの避難所への避難を指示し、使い分けをしているものであります。

今回のような洪水被害の危険性が高い場合には、町文化センターや老人福祉センターなどを避難所として開設しているところであります。

しかしながら、地域防災計画における避難所の記載、及び洪水ハザードマップにつきましては、見やすい表記とはなっていないことから、今後、計画の見直しに合わせ分かりやすい表現となるよう工夫してまいりたいと考えております。

次に、ハの西豊田地区は今回の大雨でも道路が冠水した。役場等公共施設周辺の側溝の泥上げについて、町の計画はどうなっているのかについてありますが、側溝の泥上げにつきましては、各町内において実施されており、藤崎地区におきましては、各町内で泥上げした汚泥を年一回、業者で回収しているところであります。

役場等公共施設周辺の側溝につきましては、各町内のような定期的な泥上げ作業は行っていないことから、今後視覚的に判断しづらい細い側溝を中心に点検を行い、必要に応じ汚泥の撤去を行いたいと考えております。

次に、地域医療についてのイの藤崎診療所の今後の在り方について、廃止以外の選択肢を検討したかについてお答えいたします。

藤崎診療所は、指定管理制度を導入して以来、町民の健康を預かる地域に根ざした医療機関として、ベッドの無床化や診療科目の見直しなど経営努力を重ね、改善を図りながら、その役目を果たしてまいりました。

このたび、医療法人ときわ会から指定管理終了の申出を受けてから、担当課において診療所存続の検討を重ねてまいりましたが、診療所の受診状況や経営状況が大変苦しいこと、また、かつてのような直営では赤字経営が懸念されること、さらに何よりも辞退の主たる要因である医師不足につきましては、ときわ会に限らず深刻な社会問題であり、新たに受託していただく指定管理者の確保が極めて難しいことなどを踏まえ、断腸の思いではありますが、表明された撤退時期をもって藤崎診療所を廃止せざるを得ないと判断したものであります。

次に、ロの診療所が廃止になった場合、かかりつけ医にしている患者への影響をどう捉えているか。また、健（検）診体制への影響はないのかについてであります。町で確認できる国保等データの実績によると、医療受診について一か月当たりで受診者二千七百二十一人のうち九十六人で、約四％の町民が藤崎診療所を受診しております。また、検診の令和三年度実績から、国保特定健診の受診者千七百七十五人のうち百二十二人で約十％、後期高齢者健診の受診者四百九十人のうち九十六人で、約二十％の町民が藤崎診療所を利用しております。

これらのことから、医療受診に加えて、健診においても藤崎診療所は町民の方に利用されており、特に一定数の高齢者が利用していることから、廃止は高齢者にとって相応の影響があると考えられます。このため、町が設置する地域医療検討委員会では、高齢者の対応を十分に加味し、議論していただくこととしております。

次に、ハの地域医療の将来像をどのように描いているかについてであります。町の地域医療は、令和二年に常盤診療所が閉院し、令和五年度末には藤崎診療所が廃止予定であることから、町内の医療機関が現状を維持していくことは、難しい傾向になっていると推察されます。

また、これからは高齢者、特に独り暮らしや高齢者夫婦が増えることが想定されるため、受診を希望する方がきちんと受診できるような体制整備が必要になると考えます。

このため、検討委員会では、町で医療に従事する方をはじめ、関係機関の専門の方から意見を伺いながら、受診機会の確保を主眼とした医療提供体制の整備について議論を進めていただき、最終的には町の医療提供の方針としてまとめていく考えであります。

以上、五十嵐議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、四番五十嵐 忍議員に再質問を許します。四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

それでは、まず防災について再質問いたします。

八月九日の避難指示によって避難してきた人数が、常盤地区で二十四名、藤崎地区二百七名、合計二百三十一名ですか。この中で宿泊した人数、朝までいた方は何人ぐらいいらっしゃったのか。それから、役場前の駐車場に車中泊をした方もいらしたと聞きましたが、この方々についての把握はできているのか、二点お聞きします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

朝まで宿泊された方が百四十一名です。外のほうに車で待機した方が三組いたということで把握しております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

避難所運営の課題として、避難者の方の名前や健康状態の聞き取りなど、受付の工程がスムーズではなかったという反省でございましたが、おとしでしたでしょうか、コロナ禍における避難所設営訓練をしたと記憶しておりますが、そのときの訓練の詳細をお聞きします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

令和二年九月二十五日に開催しております。台風による大雨で岩木川、平川が氾濫、避難生活が長期化されることから、スポーツプラザ藤崎に二次避難所を設置する想定で訓練を行っております。一般避難者や発熱者、要配慮者、誘導者といった役割に分かれて実際の動きを体験したり、屋外に設けた受付で検温器を使い、新型コロナなどの疑いのある方、そうでない方を分離、一般とは別の出入り口を使って専用の部屋へ誘導とか、あと段ボール間仕切りと、段ボールベッドの組立てなど、役場職員と女性消防団員約六十名が参加し、実施された内容でございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

大変実践的な訓練で、私は評価いたします。そのときの訓練の経験が今回多少なりとも生かされたのではないかとも思っています。

今回の避難に当たって、段ボールベッドの活用はしましたか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

段ボールの間仕切りと段ボールベッドを二十一個使用しております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

高齢者の方も避難してきたと思われませんが、福祉避難所の利用はありましたか。あったとすればスムーズな対応ができたのかどうか、お聞きします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

福祉避難所につきましては、一か所開設させていただきました。主に高齢者の方三名でございます。対応といたしましては、まずは包括支援センター、社会福祉協議会、こちらのほうから必要な方がいるんだけれどもという打診があったので、速やかに福祉避難所を開設していただき、そちらに搬送してきたと。あともう一人はこちらのほうに一回出向いて、こちらの避難所のほうに出向いた方が一名おりました。その方については、こちらのほうでお話しして、家族に速やかに搬送し、福祉避難所に至ったという状況でございました。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

今回利用した福祉避難所はどこになりますか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

柏木堰のさんふじさんでございます。一般的に福祉避難所を開く際には、ある一定規模、大きいところをまず開こうということで、さんふじさんにまず打診して、いいですよという了解を得まして、そこを開かせていただいたという状況でございました。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

避難してくる方は必ずしも健康な方ばかりではなく、それこそインフルエンザの時期であれば、インフルエンザに罹患したり、今回であればコロナの陽性者の方もいたかと思いますが、そういう大変難しい、緊迫した状況の中で、まずこれほどの方が避難してくるといふ避難所の設営というのは、ほとんどの役場職員がまず未経験、初めての経験ではなかったかと思いますが、初めての経験だったろうと思いますけれども、運営に従事した職員の人数は何人ぐらいでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

四か所の避難所に対して、配置した職員が十五名です。そのうち、避難者の体調管理確保のために六名の保健師を配置しております。そのほか間仕切り段ボール等の準備等合わせますと、延べ二十七名の職員で対応したということでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

大変ご苦労さまなことでございました。今回は幸いにもといたしますか、たった一泊だけで済んだ、不幸中の幸いといいますか、避難所運営に関しては今回の課題を検証していただいて、今後の対応に生かしていただきたいと思っております。

藤崎町の洪水ハザードマップでは、まずは一次避難場に避難しましょうというふうに書かれています。この一次避難所というのが、舟場、みつや、表町の町内の方は藤崎町老人憩の家、白子、緑町の方は白子研修集会所となっています。こういう河川に近い避難所は、私は避難所に適さないと思っております。

特に、緑町の方にしてみると、白子の集会所に避難するということはむしろ川に近づいていくわけで、実際今回はこの二か所は利用しなかったようですが、そうすると一次避難所の位置づけというのが、どういうふうになっているのかお聞きします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

地域防災計画の中で、一次避難所と二次避難所ということで分かれております。一次避難所については、軽微な災害等の避難ということで、一次避難所も二次避難所も町が開設した場合、避難所として開設するということがございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

先ほどの町長の答弁ですと、使い分けをしているというお答えだったと思うんですが、地震だからどこだ、洪水だからどこだというのは、防災の観点からいうと余りよろしくないと思います。というのは、避難しなきゃならないときは緊急時ですよ。そして、家族は必ずしも全員自宅から避難できる状況とは限らず、それぞれの出先から職場だったり、学校だったりから避難する場合もあるわけで、家族でもし災害でばらばらになっても、うちの避難所はここだからね、ここで会おうと約束しているんですよと思うんです。ぜひ一次避難所については、今後本当に見直す必要があると思います。

そして、洪水のハザードマップにつきましては、藤崎地区、常盤地区、それぞれ出ているんですが、統一性がないんです。色とか基準が違う。藤崎地区でいえば、青ベースといいますか、常盤地区のほうのは赤ベースというふうに両方を照らし合わせて見るができないんですけれども、なぜこういうふうになったんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

当時は私いませんので、細かいことは分かりませんが、藤崎地区の第一級河川についてのデータについては、国のほうから出されるデータを基にハザードマップのほうを作っていると思います。常盤地区の十川、浪岡川については県の管轄でございますので、県が出したデータの色をそのまま用いたものと考えております。議員がおっしゃるとおり、同じ色で統一していきたいとは考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

私は浸水の深さを色で覚えていますので、個人個人であればその自分の地区のだけ分かればいいんでしょうけれども、両方の地区を照らし合わせたい場合、非常に不便ですので、ぜひ見直しをしていただきたいと思います。

次に、西豊田地区の冠水、泥上げのことについてお聞きしますけれども、八月三日の大雨のときは葛野、西豊田地区、浸水防止のため、葛野堰の止水板を外して三千石堰へ放流したということが、私たちのタブレットのほうに建設課のほうから情報が入ってきました。八月九日の大雨のときは、止水板についてはどういう対応になっていたのか、建設課長にお聞きします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

八月九日の時点では、止水板のほう三日に外したままの状態、まだ要る形ではありませんでしたので、開いた状態でありました。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

そうすると、八月九日も止水板を外した状態だったということは、八月九日がやはり雨の降り方が三日とは違ったと思います。九日の日は止水板は開けたままだったにもかかわらず、道路が冠水しました。

今、三千石堰の工事がされています。工期八年、総事業費十四億円という大規模な事業でございますけれども、これは主に西豊田地区の浸水対策のためと理解しております。ところが、せっきくの三千石堰に流れる前に側溝から水があふれている状態です。

平成二十九年の六月議会で、私は次のように一般質問いたしました。役場や診療所を避難所に指定されている各種公共施設の周辺が浸水のおそれがある現状をどう認識しているのか。これに対して町長は、優先順位をつけて泥上げしていきたいとお答えになりました。この五年間、どこをやったんですか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

直近の五年間で行った側溝等の泥上げ状況を申し上げますと、平成三十九年度は表町、下町、銅屋森団地、新町など平成四十一年度は中野目、仲町、令和二年度は水木、本町、東町、令和三年度は緑町、下町、そして今年度は木挽町、新町、常盤などで泥上げを実施しております。

実施する箇所につきましては、暗渠排水となっている場所、集水ますが低い場所などの理由から、人力では泥上げすることが困難と思われるところを中心に、建設課でパトロールもしくは住民からの要望があった箇所に吸引車などを用いて実施しているものであります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

優先順位が高いのは、役場周辺ではないですか。避難所が集中しているところですよ。町長の考えをお聞きします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

確かに行政で四十八町内会の全ての水路、毎年のように泥上げ、汚泥を搬入すれば一番いいことであって、ただそれには莫大な予算も講じるし、莫大な作業員も必要であります。

西豊田地区は、割と住宅が密集して、その住宅がやっぱりコンクリート化されている。庭もアスファルトを敷いたり、あるいはコンクリート舗装したり。よって、低いところにどっと集中豪雨のときは水が流れてくる。ですから、私は葛野ですから車で来て、やっぱり樽沢医院の辺りからその町立病院の診療所の辺りまで、二十センチから、ちょっと行けば深いところは一尺ぐらいちょっとあったような気もしてございます。

しかしながら、順次計画を立ててやっていますけれども、やっぱり町内会の人たちも行政任せばかりでなく、我が町の町内は、自分たちはやっぱり労力を発揮しながら、環境美化を整えようという意識もまた大事だろうとそう思っております。

よって、様々な町内会の皆様のお力を借りながら、環境美化あるいは側溝の泥上げ等を今後整備してまいりたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

民家のほうは町内会等でやるとあれですけども、公共施設の周辺はやはり町のほうでやっていただきたいと思います。もはや想定外ではなく、全ては想定内です。防災に関しては、安全なくして安心はないという、五年前と同様のことを申し上げておきます。

次に、地域医療についてお聞きします。

藤崎診療所を廃止するということが新聞報道もされましたので、広く町民が知るところとなりました。新聞報道の後、町民からの声、どのような声が、電話なり直接なり届いていますか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

新聞報道があった次の日、一件ですが、電話の声ではご老人の方、恐らくはかかりつけでそこに通っている方だと思います。やっぱり近いので、すごく困ると。どういうふうに考えているんだということで、少し強い口調でお話しされた方が一件ございました。今後地域医療検討委員会で話していくと、住民説明会をするということで話はしておきましたが、若干興奮気味でしたので、その場で話は終わってしまいました。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

国保等のデータによりますと約四％の町民が藤崎診療所を受診していると。四％というと、割合としては少ないと感じますが、利用している一人一人にとっては、やはり切実なことです。かかりつけ医が廃止されるというのは。例えば廃止した後、カルテはときわ会病院に移すことができるのか。それから、送迎バスはどうなるのか、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

カルテに関しましては、当然同じときわ会の中ですので、活用されるのかなというふうに、ただ、直接確認しておりませんが、そう考えております。

バスに関しましても、もともとときわ会さんは町内を自分の病院にときわ会のほうに運ぶバスを持っており、巡回しておりますので、同様な形でこの場所から、移送をかけていただけるのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

診察での利用もそうですけれども、健康診断、がん検診等の検診の割合を見ると、国保特定健診の受診者のうちの十％、後期高齢者に至っては二十％の方が藤崎診療所で健診を受けているという、大変大きな数だと思います。このうちこの方々が、どこで健診を受けるのか。藤崎の検診については、胃がんの検診が何年か前に変更になったことによって、検診の受診者が減っている傾向がありますよね。そこに加えて、コロナ禍で非常に今厳しい状況だと思うんですが、また診療所廃止というふうになると、非常にタイミングとしてはよくないタイミングだと思います。

今後、住民説明会を予定しているということでしたが、避けられない道であればこそ、丁寧な説明が必要になってくると思います。町長の考えをお聞きします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

ときわ会病院には非常に地域医療、本当に町村合併して十七年になりますけれども、それと同時に指定管理、その以前から指定管理を受けて、地域医療を支えてきていただいたことには、まずもって心から敬意と感謝申し上げる次第であります。

ただ、経営状況、そしてまた先般、理事長はじめ事務局長が来庁した際には、何はともあれ医師不足が大変だと。よって、町でも様々な機会に医師不足、公立病院でなくして、例えば公立病院を経営していない市町村にも医療を確保できるような医師を育成するためには、やっぱり弘大の医学部はもちろんですけれども、県にも訴えてくれというようなお話も聞いたところでございます。

まずは、様々な事情は十分承知の上、町で検討した結果、申入れあった令和五年度末ということは令和六年の三月の末であそこを閉めるということでございます。もちろん町民には、来年度早々数回に分けて、様々な機会を見て告知をしていきます。周知徹底を図っていきます。そして、今かかりつけ医で、患者さんが結構いますし、健診でも結構いますので、その辺はスムー

ズに町の医療機関に往診していただく、あるいは健診もときわ会にしている
だく等々、十分細かく連携を密に取って、今後町民が困惑しないような体制
を整えながら、説明をしていきたいとそう思っております。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

地域医療検討委員会というのは、どのような組織になりますか。先般の議
会のほうにも、委員の推薦がされていましたが、メンバー構成等をお
聞きします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

検討委員会においては、まず町の将来的な医療提供体制を検討すると。主
にはそれを検討することになってございます。その他、町の医療に関する必
要な事項を検討と、付随する部分について、検討していきたいと考えており
ます。

それから、検討委員の構成ですが、まず議員のお話にあったとおり、議員
の方、それから医療に従事する方、それから医療に関し、経験、学識を有す
る方、住民を代表する方、町内会連合会とかですね。それから、県の機関、
保健所の関係とか、そういった職員の方とあと現在公募しております二名ほ
ど、その方を含めまして都合十三名程度を予定してございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

四番五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

受診機会の確保ということですが、私は藤崎町は割と個人病院が多
いところだと思っています。しかしながら、それぞれの医院で後継者問題も
どうなっているのか。その中で、公立の医療機関がなくなるというのは、町
にとっても非常に大きな転換点になると思います。ぜひ検討委員会のほうで

は、長期的な視野に立って、先を見据えたメッセージを町民に発信していただきたいと思います。

以上で再質問を終わります。

○議長（小野 稔君）

これで、四番五十嵐 忍議員の一般質問は終了いたしました。

昼食のため休憩いたします。再開時刻は午後一時といたします。

休 憩 午前十一時五十一分

再 開 午後 〇時五十九分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、五番奈良完治議員に一般質問を許します。五番奈良完治議員。

〔五番 奈良完治議員 登壇〕

○五番（奈良完治君）

議席番号五番奈良完治です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、令和四年第三回定例会での町政に対する一般質問をさせていただきます。

初めに、八月三日、そして九日の線状降水帯による記録的な大雨により、県内各地に大きな被害をもたらしました。特に、当町においては岩木川や平川、浪岡川などで河川の水位が上昇し、氾濫注意水位に達するおそれから、十一地区に避難指示が発令されました。幸い翌十日には、氾濫注意水量下回ったことから、人命、市街地、インフラなどに大きな被害はなかったように思っています。

ただ、農業分野の被害は大きなものになりました。特に白子地区でのリンゴ園中の冠水被害は、平成二十五年九月の台風十八号による氾濫被害に匹敵するほどの大きな被害を受けてしまいました。被害に遭われた農家の皆さんには、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧に向けて、議員、また一町民として最大の努力をすることをお誓いするものであります。

さて本年は、五月、六月の干ばつ気味の気候、そして七月、八月の降雨による天候不順と、まさに今騒がれている異常気象のように思え、ここ数年来

襲していない台風による被害がないことを祈るばかりです。特に、八月三十一日現在台風十一号は、中心気圧九百二十ヘクトパスカル、中心付近の最大風速五十五メートル、最大瞬間風速七十五メートルと、このままの勢力で日本列島を縦断すれば、日本じゅうの果実などは全滅するほどの勢力です。これも地球温暖化による異常気象の一つなのでしょう。一昔前までは考えられない強さの台風、正直怖いものがあります。地球温暖化対策を一人一人が考え、できることから実践していくことが第一と思っている次第です。

そのような中で、町としての防災対策について、一般質問をさせていただきます。

内容は八月三日、九日の大雨による浸水被害についてです。

先般八月二十三日の臨時議会前の全員協議会において、総務課より被害状況について報告がありましたが、再度確認の意味でお知らせください。また、追加での被害があればお知らせください。

次に、大きな被害の白子地区のリンゴ園について質問をさせていただきます。

一つ目は、二回にわたる冠水による被害面積、被害状況、経済的損失はどのくらいなのかをお尋ねいたします。

二つ目は、八月二十四日付の東奥日報に、激甚災害に指定される見通しと報道されましたが、指定された場合白子地区園地に予想される支援策は、どのような内容になるかをお尋ねいたします。

今回の質問で、平成二十五年第四回定例会、平成二十六年第一回定例会、平成二十七年第二回定例会と、四回目の質問になるんですが、今回は前回までの質問を踏まえ、事実関係の確認をしながら質問をさせていただきます。

現在、耕作中の人たちの話を聞いても、多分そうだろう、そうじゃないか、はっきりしたことは分からないとの意見が多数であり、臆測の中での話合いになっており、この辺ではっきりさせるべきと思います、質問させていただきます。担当課には、国との打合せなど非常に心苦しく思いますが、よろしくお願いたします。

関連三つ目として、白子地区堤防の当初計画年度、実施設計完了年度、工事施工期間、そして供用開始の完成年度をお尋ねします。

四つ目として、堤防の位置が現在地に決定された時点で、真那板地区の地権者などに説明があったのか。あるならば、回数と、説明内容と、参加人数をお尋ねいたします。

五つ目として、堤防は当初三系統の案があったと聞き及んでいますが、川より一番遠い案が採用された理由と、国より町へそのことへの説明報告などがあったものなのか。

六つ目として、現在の場所に築堤すれば、氾濫域になることは予想されはすなのに、官民ともに何の声も上がらなかったのか。

七つ目として、大川地区の古老の方々が築堤前に、リンゴの木の補償を国が持ち帰ってきたと聞き及んでいますが、真那板地区の園地にはそのような動きはあったのか。

八つ目として、真那板地区の園地は一部換地で、大部分は藤崎町、弘前市の番地のついでに納税義務のある個人の私有地です。これらを水害から放置している国の姿勢を、町としての見解をお尋ねいたします。

終わりに、現状と今後を見据え、他市町村と共同で川沿いへの新築堤を要望していくのかを、お尋ねいたしまして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

奈良完治議員の一般質問に対するお答えをいたします。

初めに、災害対策についてのイの八月三日、九日の大雨による浸水災害についての町全体の被害状況と、町としての対応についてと、白子地区リンゴ園地等の被害面積、被害状況、経済的損失状況については関連がございますので、一括してお答えいたします。

まず、八月三日及び九日の大雨による人的被害及び家屋等の被害につきましては、報告されておられません。

また、町の対応につきましては、先ほど五十嵐議員へ答弁内容でも申し上げましたが、被害が懸念される地区への避難指示及び避難所の開設を行った

ほか、町消防団による冠水箇所の排水活動を行ったところでもあります。

農業被害につきましては、先ほど奈良岡議員への答弁内容でも申し上げましたが、八月三十一日以前の状況といたしましては、これは県の発表でございます。白子地区のリンゴ園地の総被害面積が六十八・五九ヘクタール、減収量約一千二百二十トン、総被害額は約二億六千万円となっており、このほかトマトやブドウ、大豆等につきましては、現在調査を行っているところであります。

また、先週九月七日から九日までの被害相談窓口による被害の状況では、町民が被害を受けたリンゴ園が約四十七ヘクタール、被害総額が一億六千三百万円。トマト、ミニトマトが約三十五アールで、被害額は約四百万円、ほかに大豆、アスパラガス、桃、プルーンへの被害が報告されております。今後におかれましても、随時被害相談を受け付けて、被害の情報収集に努めてまいります。

次に、八月二十四日付の東奥日報に、激甚災害に指定される見通しと報道されましたが、指定された場合、白子地区園地に予想される支援策はどのような内容になるかについてであります。激甚災害へ指定された場合は、基本的に国庫補助のかさ上げ等になりますが、被災園地における樹体洗浄、樹勢回復の取組支援及びごみの除去、並びに病害の発生や蔓延防止に係る支援策の実施についても予想されることから、今後情報を注視しながら、必要に応じて支援策を順次検討してまいりたいと考えております。

次に、白子地区の築堤の当初計画年度、実施設計完了年度、工事施工期間、そして完成年度をお尋ねいたします。ついては、岩木川の整備につきましては、国において昭和四十一年に工事实施基本計画が作成され、後に平成十七年に岩木川水系河川整備基本方針、平成十九年に岩木川水系河川整備計画が作成されており、これらの計画等に基づき進めているとお伺いしております。白子地区の築堤につきましては、工事を平成二十年度から開始し、平成二十二年度に完成となっております。

次に、築堤の位置が現在地に決定された時点で、真那板地区の地権者に説明等があったのか、あるならば回数と内容と参加人員をお尋ねいたします。ついては、築堤の際には、事業用地としての土地の買収があり、地権

者には人家の安全確保のための築堤であることを説明し、協力いただいたと聞いております。また、地区の地権者に対しまして、国土交通省が説明会を実施しております。説明会には、当町も参加していると思われませんが、その参加人員、回数については、既に資料がなく、今のところ不明であります。

次に、築堤は当初三系統の案があったと聞き及んでいますが、川より一番遠い案が採用された理由と、国より町への説明、報告等があったのかについてであります。岩木川の管理は国土交通省が行っており、改修計画、工事等につきましては、上流から下流、及びダムを含めた河川全体の状況、地域の現状、過去の被災状況、近年の気象状況、想定流量、さらには費用対効果等様々な角度から検討し、決定されてきたものと思われ。町への説明も当然あったと思われ。築堤の完成が平成二十二年度であり、説明はそれ以前であったことから、これらについても文書、資料は既に廃棄しており、詳細は不明であります。

次に、現在の場所に築堤すれば、氾濫域になることは予想されたはずなのに、官民ともに何の声も上がらなかったのかについてであります。説明会などの際は、様々な意見があったことは想像に難しくありません。しかしながら、藤崎ばかりではなく、岩木川流域に暮らす多くの人々の安全を確保するための施設であることから、堤外地、これは堤防から見て川側の敷地ではありますが、その地権者にはご理解、ご協力をいただいていたものと認識しているところであり。ます。

次に、大川地区の古老の方々が築堤前にリンゴの木の補償を国が持ちかけてきたと聞き及んでいますが、真那板地区の園地にはあったのかについてあります。築堤の際に事業用地となった園地につきましては、先ほど答弁いたしました用地を買収することと併せて、リンゴの木についても補償しております。築堤、堤外地、築堤の外となった園地につきましては、耕作等は可能であることから補償はされておられません。

また、弘前市の大川地区につきましては、他市町村であり、それぞれの諸事情があるのかと思われ、詳細については把握できていないところが現状であります。

次に、真那板地区の園地は、一部換地で大部分は藤崎町、弘前市の番地の

ついた納税義務のある個人の私有地です。これらを水害から放置している国の姿勢を、町としての見解をお尋ねいたしますについてであります。ご存じのとおり、当該地区は岩木川と平川の合流地点となっており、これまでも台風及び大雨のたびに河岸は冠水し、大きな堤防がなかったことから、市街地への影響についても懸念されておりました。

しかしながら、当該地区に市外地被害の頻度を軽減するための堤防が築堤されたことにより、多くの方がこれまで以上に安心して生活できるようになっております。そのために、堤外地となった園地につきましては、園地の堤防の役割を果たしている管理用通路のかさ上げ、及び補強を平成二十六年から実施していただきましたが、今回青森県では過去に例のない線状降水帯が発生し、かさ上げ補強した管理用通路が流出したことから、再び園地が被害に遭ったものであります。これまでも、当該園地はたびたび浸水被害により、農家の皆様がその対応に大変ご苦労されておりますことは十分承知しております。町といたしましては、これらの状況が解消できるよう、今後も園地を守るためのさらなる強化した水対策を国に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、現状と今後を見据えた他市町村と共同で、川沿いの新築堤を要望していく考えはないかをお尋ねしますについてであります。岩木川流域における治水事業の要望につきましては、既に二市四町村及び一土地改良区で構成する岩木川上中流改修期成同盟会が発足しており、毎年要望活動を行っているところであります。今年度も今回の被災前の七月二十九日に、本県選出国會議員及び国土交通省などに対し、河道掘削などを含む岩木川の河川事業の促進、及び岩木川中流部の八十%を占める高水敷リング園の冠水頻度の軽減など四項目について要望してまいったところであります。

また、今後とも人命及び財産を守り、安全で安心な地域づくりのため、要望は力強く続けてまいる所存であります。

以上、奈良議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、五番奈良完治議員に再質問を許します。五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

今回の避難指示は、町として英断であったように思っています。これからも狼少年ではないんですが、状況データを分析し、懸念が生じた場合は転ばぬ先のつえと同様、勇気を持って避難指示を発令することを要望するものです。

そのような中で、二点ほど再質問をさせていただきます。

一つ目は、避難指示以降の発令はどのような手順で、どのような動きになるのかをお尋ねいたします。

二つ目として、自治区九百八十四戸、二千三百二十一人に避難指示されたわけですが、全避難者該当者二千三百二十一人のうち、二百七名、そのうち宿泊百十九名となっているのですが、比率にすると約八・九％の数字です。この八・九％の数字を町としてどのように考え、分析しているかをお尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

まず最初に、避難指示以降の発令はどのような手段で、どのような動きになるのかということで、令和三年五月から警戒レベル四の避難勧告は廃止されまして、避難指示となりました。避難指示が発生されたタイミングで、当該地域にいる人は危険な場所から全員避難することが基本となります。移動する時間のない場合など、上階への移動や高層階にとどまる、屋内安全確保も有効な手段とされております。その後、災害が切迫、現に災害が発生しており、命が危険な状態で発令するのが警戒レベル五、緊急安全確保です。避難中の町民に対して安全な施設への緊急的な避難を促したり、避難が困難な町民に対しては、屋内のより安全な部屋などに避難する安全確保行動となります。

二点目ですが、避難率の八・九ということで、町としてどういう考えで分析しているのかということですが、避難所へ避難した率で見ますと、一割にも満たない数字でございますが、自宅の上階、親類、親戚宅など避難された

方も多くおられますので、分析は難しいとは考えておりますが、避難レベル四、避難指示は、必ず避難すべきであるなど、避難情報の確認を町民の皆さんに対して、周知徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

そのようになるべくお願いいたします。起こってしまってからでは、もう全て水の泡と化しますので、勇気を持って次々発令していただければと思います。

今回の避難指示で町として次につなげるべきものを学んだと思います。今の答えがそうだとは思いますが、そのことに関しての是正とか、新規の発見などがもしありましたら、再度お聞かせください。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

今回の避難指示、合併して町として初めての避難指示でございました。当初、想定していましたが避難者そんなに多くは来ないんじゃないかという想定でした。しかし、今回みたく一斉に避難所に押し寄せてきた場合の受付方法、そういうものをきちっとしたマニュアル化しておくべきだと考えております。

あと、高齢者やコロナの陽性者についても、どういうふうに割り振りするかとか、あと職員の動きについて、もっともっと各職員が自覚して自分たちの役割を果たせるような今後指導してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

よろしく申し上げます。

続きまして農業被害について、面積六十八・五九ヘクタール、減収量約千

百二十トン、総被害額約二億六千万円、先ほどのお答えかと思っておりましたが、果樹共済、信用保険などの共済保険の加入率、具体的に加入者数などは町として把握していらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

収入保険であります。収入保険の加入要件であります青色申告者であります。二〇二〇年の農林業センサスで青色申告者は二百八十一名おります。加入者の方が百十一名ありますので、加入率は三十九・五％となります。

続きまして、果樹共済であります。こちらのほうも二〇二〇年農林業センサスで、果樹の経営体が五百三十六件ありました。加入数が百二十三件なので、二十二・九％の加入率となっております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

先ほど奈良岡さんも聞いていましたけれども、何があってもいいように、何とかそれこそいろんな手を使って加入率のほうをアップするように、農政課と、農政課というよりも、行政として努力していくことを要望いたします。

続いて（三）の八月二十四日云々のやつなんですけれども、町として公に予想される事業について答弁することは避けたいというのは理解できます。あくまでも先ほどの答弁にありましたが、国の予算とかそういう形になりますので。ただ、被災を受けた人たちに平成二十五年度の台風十八号のときの助成事業は、紹介できると思いますので、もしよろしければ紹介していただければと思います。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

平成二十五年九月の台風十八号による町の支援についてであります。このときは防除用薬剤品の助成、リンゴ園の再生産支援の助成、それから再生産に向けた樹体損傷への助成、苗木の購入費の助成、流出してしまいました資材復旧のための助成、それから農業用機械の修理と購入に関わる助成を行いました。このほかに、災害を受けまして金融機関から借入融資を受けました災害対策支援資金への保証料の助成も行っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

そうです、十八号と同じになるとは言えないんですけれども、少しでも情報を早く流して被災された農家の皆さんの少しでも力になればと思い、今聞いたわけですけれども、平成二十五年度の一般会計の補正予算では、町として三千八百万円以上の予算も補正しております。

次に、昭和四十一年に実施基本計画、平成十七年、十九年に岩木川水系河川整備基本方針、また整備計画が作成され、築堤は平成二十年度から二十二年度完成とのお答えでした。白子地区の築堤の工事費は幾らくらいになったのか、できれば用地買収費と純工事費をお尋ねいたします。これは次の質問につながっていくやつですので、何とか調べてもらえればと思っています。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

岩木川及び平川の当町に位置する区間については、国土交通省において計画を整備しているものであり、工事発注、用地取得、またそれに伴う補償費等については直接国土交通省が行っており、当町では詳細についてはちょっと把握できておりませんが、国のホームページで公表されている岩木川改修事業費全体の建設費では、平成二十年度は約十二億五千万円、平成二十一年度は約二十六億八千万円。平成二十二年度は約十八億三千万円となっております。

なお、白子地区の築堤については、平成二十年度に主要工事の多くを施工しているものと伺っております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

ですよね。いきなり聞かれて、恐らく国としても調べたり何だりするの大変だったと思うんですけれども、というのは私再築堤の話しましたんで、今はどのぐらい、もしやればかかるのかなということで、ちょっと聞いたというのが実情です。

さて、今度五番のほうに移らせていただきます。築堤の際、事業用地としての土地買収があり、地権者には人家の安全確保の築堤であることを説明し、協力をいただいているとのお答えでした。これは現在の位置の堤防を築堤された場所の地権者に対するものなのか、それとも堤外地の地権者に対するものかを再度説明願います。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

当時の説明資料が残っていないため、詳細について不明であります。国土交通省によりますと、現在同様の事業があった場合には、堤外地の地権者だけではなく、地区住民に対し事業及び工事の説明会を開催し、協力、理解を求めているものであると伺っております。このことから、当時もそのような対応を取っていたのではないかと考えられます。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

皆さんもボランティアとかあれで、真那板の地権者の方たちとお話ししたと思うんですけれども、地権者の人たちに決定されたことを、私も尋ねるん

です。ところが、ほとんど100%いきさつは知らないというのが実情でした。地権者も代替わりを当然しています。当時のことを知っている方は、皆無に近くなっているのではないかと思います。逆に、現在地に築堤されたいきさつを私たちに尋ねてくるのが現状です。そのような人たちに協力をいただいていますとは、言葉足らずかのように思うんですけれども、本当の意味での地権者の投げ打っての協力が存在するとお考えなのか、きつい話ですけれども、お尋ねいたします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

町長の答弁でもありましたように、当該地はたびたび浸水被害に遭い、地権者、耕作者の方々のご苦勞、ご心勞になっていることは十分察しております。この件につきましても、今後少しでも改善に向けて前進するように、国に対しても要望等進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

コミュニケーションを取りながら進めていくことが大事なように思いますので、その辺はよろしく願いいたします。

続いて、三系統の質問に移らせていただきます。

現在地は、様々な角度から検討し決定され、また町への説明も当然あったとのお答えでしたが、当時の議会では決定されたことに対して、何の反応もなかったのか。なかったと理解してよろしいのかと。例えば一般質問などで、この問題を取り上げた記録とかはあるものでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

平成十九年度に作成された岩木川水系河川整備計画では、堤防がなく、家屋への被害が生じる可能性が高い箇所においては、築堤する計画が記載されております。白子地区においても、岩木川の下流付近は無堤防であったことから、大雨の際は常に家屋被害への心配が懸念されておりました。しかしながら、蛇行する岩木川を包括するような形で本堤防が築堤されることにより、それらが軽減され、人々の人家が守られるようになったことから、当時の築堤に関するご質問はなかったようであります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

先ほど堤外地の説明がありましたが、地権者にご理解、ご協力をいただいていたと認識しているとお答えですが、本当の意味での今の地権者の意見、考えを聞き取り、広聴などしているかをお尋ねします。

また、岩木川流域の暮らしと安全を確保するための施設であることからとって、個人に負担する考えを今の時代にそぐわないと思いますが、町としてのお考えはいかがなものでしょう。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

災害を受けた農家の皆様、特にリンゴ農家の皆様は奈良完治議員も二度の消防団のいわゆるボランティア活動で、七日と二十一日と現地に入って分かっているとおり、もう腐っていました。上部のリンゴもだんだん腐りかけて落ちてきているというような状況も聞いてございます。

川はもう上流から下流まで一体的な整備して、第一義には人、人家に災害の影響を及ぼさないようなことで大堤防は築堤されてきたと、そう思っております。残念なのは、その大築堤と川の間にある農地が今回のような集中豪雨で被災を受けた、そのことには本当に心からお見舞い申し上げたいと存じます。

よって、一番の解決方法はこの上流から下流部までのどこかに広大な遊水

地を造って、いわゆる用地取得などをしながら、万が一今回のような集中豪雨があっても、その農地に被害を及ばないような、それが一番の抜本的な解決方法だろうと、そう思っております。

よって、我々三同盟会、これは七号線もひっくるめて岩木川中流部期成同盟会も入っておりますけれども、その都度その都度、国交省あるいは東北整備局に陳情する際は、このたびのような災害は全国至るところで起きているわけですね。地球環境の崩壊から始まっています。地球温暖化から始まってこのような線状降水帯がどこでも発生するような状況になっているということでありまして、万が一そういう災害があっても対応できるような、河川敷の改修工事をしてくださいというようなお願いはしているところでもございます。

しかしながら、大体その国交省の予算というのは、増えても一％とか二％とか、あるいは東日本の大震災等があれば、そちらのほうに予算額を引っ張られるというような状況で、なかなか思うように我々要望しているとおり改修工事はいっていないのが現状であります。よって、一部では大堤防の築堤のかさ上げとか、あるいは河道掘削、樹木伐採等々をしていますけれども、今回のような線状降水帯には一晩で何百ミリ降る雨には耐えきれなかったというのが現状であります。

今後、どのような形で近隣市町村、スクラム組んで、県あるいは国に要望していくか、できる限り早い時期に市町村会議も開きながら、対応方を研究、検討してまいりたいとそう思っております。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

最後にまたそのお答えをいただきたいと思います。

平成二十七年四月三日、管理道路、小堤防ですね、十八号の次の年かと思いましたがけれども、これが決壊し、約三十三・七ヘクタールの園地が浸水被害を受けました。そのときは、青森河川国道事務所の平山副所長、工藤工務第一課長名で本堤防の線形の変更理由と、小堤防の復旧についての説明文書が町より配布されています。その中で、小堤防について、地元住民の代表者

と意見交換会を行った上で、施工方法を決定していきたいとの一文がありますが、実際国交省はそれを行ったのか。また、行ったのであれば、どのような規模でやったものか。治水対策を働きかけてのお答えでしたが、具体的に本当に国交省が説明会を開き、そしてあの小堤防を改修、改正したものか改修したものか、その辺をお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答え申し上げます。

堤防の代替ともうたっている河川管理通路、これまでも越水、流出を繰り返しており、その都度国土交通省において、復旧、土盛り、補強をしていただいたところでもあります。平成二十七年度の大雨のときも、管理用通路のほうに損傷し、復旧をしておりますが、先ほど申し上げたように国土交通省において施工していることが具体的な復旧内容方法については確認できていないところではあります。平成二十七年度時の災害の写真と現在を比べたとき、明らかに土盛り、かさ上げをしていることが見られることから、当時も地権者の意見を取り入れ、施工されたものと思われま。

なお、このたびの災害に関する件についても、国土交通省のほうからは、地区の方々及び町の意見を聞いた上で、方針を決めてまいりたいと伺っておりますので、今後の復旧に関しましては、国と協議しながら進めてまいりたいと思っております。

また、地震対策についての働きかけにつきましては、今町長が話したとおり、町が加入する岩木川上中流改修期成同盟を通じて、各関係機関及び県選出国會議員に対し、申請についての要望活動を行っているところであります。

そのほかには今回の災害後の八月十九日には、平田町長と私とで国土交通省青森河川工事事務所長及び青森県の整備事務所長に早期の復旧を開始するよう要望するとともに、本復旧の際にはより強固な治水対策を講じていただくよう要望しており、また八月二十五日には、青森県町村会から県知事への要望を行ってきたところであります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

岩木川上中流改修期成同盟とのお答えがありました。具体的な市町村名、事務局、予算、詳細な活動内容、分かる範囲でよろしいので教えていただければ。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

岩木川上中流改修期成同盟会は、弘前市、つがる市、板柳町、鶴田町、西目屋村、西津軽土地改良区に藤崎町を加えた六市町村と一つの改良区で構成されております。現在、会長及び事務局は弘前市が務め、予算規模は令和四年度予算で百八万七千円となっております。

活動内容は、岩木川上中流部の改修期成、改修事業促進及び治水、施設の整備のための意見交換会及び国土交通省、財務省、青森県及び県選出国會議員などに要望活動を行っております。

また、同様に岩木川改修期成同盟会というのもございまして、こちらは五所川原市長を会長に、岩木川流域の十五市町村が会員となり、岩木川流域全体に関する要望を行っているものであります。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

そこに尽きると思います。具体的にこの真那板地区みたいに、一部地区が浸水するから管理道路、総堤防というふうな形になるんですけども、実は平成二十七年に先ほど私が質問した平山副所長さんと工藤工務第一課長さん名で、もうはっきり言いますと、あの小堤防はそれこそあれで水が防げるんだというふうに、たしか文書でそう結論づけていますよね、建設課長。あれ読んでいくと、それこそ小堤防を改修することによって、二度とこのようなことが起きない、これでもう真那板地区の浸水は防げますよと。つまり、国

交省としては堤外地に関してはもう一切、もう全然手を加える考えはないというの、実際分かっているんです。ですので、私がこういうふうな質問をしているのは、この期成同盟も岩木川全体のこととか、そのものに関しては確かにそういうふうな同盟をつくって、これからもお願いしていくというのは分かるんですけども、そうでなくて具体的にここ、具体的にこれを直すというようなそういう要望はしていないというのが現状に思います。

そこで、最後に私今言ったことと、今これからの発言することに、最後に町長の答弁を求めたいと思うんですけども、平成二十五年の九月以降、この十年間で実は三回浸水被害があります。冠水被害を受けているこの現実、皆さんも考えておいてください。十年間で三回です。これが普通で、皆さんの協力、理解を得られていると私には到底思えません。何でも100%ということはないのは理解しますが、時代の変化とともに、公共性に対する意識の変化も生まれ、法律の改正、行政であれば、条例変更などが行われるのが通常かと思えます。今回の真那板地区の問題にも、計画当時の世相、そして今、そして未来の世相によって変化していくことが当然だと思っています。

国、県、市町村も個人の権利についていま一度考え、現状で延長最大限の災害は別として、この十年間の実情を踏まえ、検証、是正していくことが必要だと思っています。いま一度、国、県、市町村、住民と話し合いを持ち、特に国はプライドを捨て、腹を割って現実的な方向を、姿勢を探っていくことが必要だと思っています。

新築堤も一つの案、そして本音は言わないんですけども、遊水地としての活用、いろいろあると思います。そろそろ白黒をはっきりさせなければいけません。町として強力な働きかけを要望するものですが、いかがなものでしょうか。町長答弁でお願いいたします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

ただいま建設課長からお話あった、いわゆる五所川原の市長の期成同盟会会長が務めている、あるいは弘前の市長の期成同盟会、二つあります。上流部から下流までの治水、あるいは災害防止のための治水対策ということで、

毎年一回は東北整備局、あるいは国交省が入って、首長が自ら行って現状を訴えてきているというところでございます。

しかしながら、今回のように、今までかつてなかった線状降水帯が青森県にとどまって、三川合流地点の藤崎はじめ、上流部から下流まで相当な広範囲での地域での災害になりました。よって、抜本的な解決方法は何かということに考えが向かっていくと思うんですよ。その辺を近隣市町村の首長と、あるいは県選出の国会議員、あるいは流域に選挙区を置く県会議員の皆々様、どのような方法が一番抜本的な解決方法になるか、これは早急に議論を重ねてやっぱり国に訴えていくべきだと、そう思っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

五番奈良完治議員。

○五番（奈良完治君）

よろしく願いいたしまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

これで、五番奈良完治議員の一般質問は終了しました。

換気及び消毒のため休憩します。再開時刻は、十四時にしたいと思います。

休 憩 午後一時五十分

再 開 午後一時五十九分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、二番三上道人議員に一般質問を許します。二番三上道人議員。

〔二番 三上道人議員 登壇〕

○二番（三上道人君）

議席番号二番三上道人です。議長からお許しがありましたので、発言させていただきます。

まずは、先日の豪雨災害により被害を受けた方々には、心よりお見舞い申し上げます。

ロシアによるウクライナ侵攻後、世界規模で影響が出ております。日本でもガソリンなどエネルギーをはじめ、食料や資材など様々な分野で物価高騰している状況にあります。

さらに、最近では急激な円安が進み、物価高騰に拍車をかけて、我々国民の生活に打撃を与えています。特に、燃料費の高騰はこれから寒くなるにつれて、需要が高まる暖房費にも大きな負担となります。また、肥料や資材の一部については、高騰だけに収まらず、入手が難しい状況になりつつあるという話も聞かれ、農家にとっても死活問題になっていくのではないかという思いであります。ウクライナ侵攻の完全撤退、そして経済の早期安定を望むものであります。

それでは、令和四年第三回定例会に当たり、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

初めに、先日発生した豪雨災害についてです。

イ 白子地区、平川沿岸及び加藤川付近の復旧について、どの程度進んでいるのか。

ロ 地権者、耕作者からも要望の声が出ています。同地区の遊水地化についてどのように考えておられるのか。

ハ 今回被害を受けたライフコート平川の今後についてお伺いいたします。次に、近年高齢化が進むにつれて増加しています空き家対策について。

イ 現在の空き家の現状について。

ロ 先日取壊しがありました鹿島神社付近の廃屋取壊しの経緯について。

ハ 今後ますます増加するであろう空き家、廃屋の対応に対する空き家対策推進委員会の活動についてをお伺いして、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

三上道人議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、豪雨災害についてのイの白子地区平川沿岸及び加藤川付近の復旧

についてお答えいたします。

先ほど奈良岡議員への答弁内容でも申し上げましたが、現在町では園地の復旧に向けた作業を行っており、流れ着いた廃棄物等について、河川敷内に三か所の収集場所を設置して処理しているほか、農道付近に集積されているものについては、業者が巡回し、回収しております。おおむね大きいいわゆる流木等については、全て園地から出したとご認識いただいで結構であります。また、周囲よりも低く冠水している園地については、ポンプによる排水なども実施しております。これもほとんど終えているところでございます。

次に、ロの同地区の遊水地化についてであります。平川は国土交通省、加藤川は青森県管轄となっていることから、双方に問い合わせたところ、現在は両河川とも遊水地化の計画はないとの回答を受けております。しかしながら、近年頻発している豪雨災害に対する流域耕作者の不安解消のためには、より強固な治水対策が必要であると認識しております。

このことから、先般の八月三日からの大雨被害の後、国土交通省青森河川国道事務所所長、山田所長であります。及び青森県県土整備部長、宮本部長であります。災害復旧の早期着工を要望した際に、併せて強固な治水対策の実施を要望してまいったところであります。

また、これからも様々な機会を通じ、できる限り流域耕作者が安心して営農できるよう、国及び県に対し、治水対策の強化について呼びかけてまいる所存であります。

次に、ハのライフコート平川の今後についてであります。先般の大雨により冠水被害を受けた野球場及び多目的運動広場等につきましては、町民の皆様が再び使用できるように復旧工事をする予定であります。同施設は現在の占用許可期限が令和六年三月三十一日までとなっていることを踏まえ、町民のニーズ、情勢等を鑑み、町指定管理者である町スポーツ協会や、管理している青森県河川国道事務所藤崎出張所と、今後の利活用等について、再度協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、空き家対策についてのイの町の空き家の現状についてと、ロの鹿島神社付近の廃屋取壊しの経緯についてと、ハの空き家対策推進委員会の活動については関連がございますので、一括してお答えいたします。

町内の空き家につきましては、平成三十年度に台帳化しており、ただいま現在二百四十二件が登録されておりますが、今年度改めて職員が現地確認を行い、精査する予定としております。

また、鹿島神社付近の廃屋取壊しの経緯につきましては、廃屋が今年一月に雪の重みにより倒壊したところ、通学路や生活道路に面しており、危険であることから、所有者に対し早急な対応をお願いしたところでありますが、遠方にお住まいであることや、諸事情によりすぐに対応できないとの回答であったため、本人の了解を得て、五月十七日に町で取壊しを行ったものであります。なお、取壊しの費用につきましては、所有者本人にご負担いただいているところであります。

次に、空き家対策推進委員会の活動についてであります。正式名称は、空き家等対策検討委員会となっております。空き家の管理に係る助言、指導、勧告等を可能とする条例の制定や、空き家等の解体、撤去に対する補助事業制度に関することを検討する委員会であり、町関係課職員で構成されております。

また町長の諮問に応じ、空き家等対策計画に関する協議や審議及び空き家等適正な管理に関する調査または審議を行う空き家等調査審議会もごさいます。

町といたしましては、本審議会の活動を含め、随時空き家等管理者への適切な指導を行うことにより、今後も安全・安心なまちづくりの推進に努めたいと考えております。

以上、三上議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより、二番三上道人議員に再質問を許します。二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

それでは、再質問させていただきます。

今回、豪雨災害に見舞われた地区の遊水地化について再質問します。

先ほどの答弁で、県、国ともに遊水地化の計画はないとのことで、町としては治水対策の強化を要望したというお話でした。前回の豪雨災害後に河川

管理用道路が造られて、高さもあることから小堤防という呼ばれ方をしておりましたが、今回その管理用道路も倒壊してしまいました。遊水地化は藤崎町だけではなく、関係する近隣市町村全体に関係する話であり、ましてや自治体以上に地権者や耕作者が団結して取り組んでいかないと、前に進まない話かなという思いがありますが、実際現実には高いハードルがあり、なかなか難しいものと私も感じています。

ただ、先ほど奈良議員の答弁に対して、町長が抜本的に考えれば本当に遊水地化するのが一番のという話あり、同じそこまでちゃんと考えてくれたらということ、私はすごくありがたいなと思っておりました。

町として、実際そこで農家の方々が今後農業を続けていけるかということを見ると、本当にこの災害が頻繁に起きてきているような気がします。町として、代替地、代替用地の取得のあっせんや、取得に係る支援など考えておられるのか、先ほどもありましたけれども、再度お願いします。

また、令和二年に起こった熊本災害時の復旧対策支援の中にもありました、先ほども町長話しておられました代替地取得で十アール当たり五十二万円という、これはたしか生活支援の金額だったと私認識しておりましたが、そのほかにもいろいろ国で提案してくださる支援策があれば、随時農家の方々に告知して、広く告知していただきたいと思っておりますが、そのことに対してどのようにお考えか答弁をお願いします。担当課。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（舘田康彦君）

お答えいたします。

令和二年の九州熊本での災害時におかれましては、果樹産地の再生支援ということでいろいろな取組があり、その中で、法規制化や、経営継続の発展に関わる取組といたしまして、代替農地での営農という支援で定額補助がありました。国の支援、県の支援、その他の兼ね合いを図りながら、町として検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

県の支援策がしっかりまだ定まっていないと思いますので、なかなか軽々に答弁は難しいのかと思いますが、国の支援だけでなく、また当然県の支援だけじゃなくて、町としてもできることをぜひやっていただきたいなと思っております。本当に営農者が営農意欲を失うことのないように、当町はふじ発祥の地ということで本当にリンゴにも力を入れておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

次に、ライフコート平川の今後についてお伺いします。先の臨時議会でも今回被害を受けまして、五百万円の復旧工事費用が承認されておりました。前回、九年前の平成二十五年にも豪雨災害にこの場所が見舞われております。そのときの復旧工事に幾らかかったのか。また、ライフコート平川の近年の利用状況と維持管理にかかる経費、どのぐらいかかっているのか、その点お聞きします。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（成田 泉君）

お答えします。

ライフコート平川が浸水した平成二十五年の水害時には、その復旧に約千三百万円の支出がございました。

また、ライフコート平川の近年の利用者の状況についてですが、前年の令和三年度と、今年度、冠水被害のあった前までの申請件数について、施設ごとに申し上げますと、テニスコート、令和三年度が二十九件、令和四年度十七件、多目的広場、令和三年度十件、令和四年度三十件、野球場、令和三年度五十七件、令和四年度四十八件、陸上競技場、令和三年度百五十五件、令和四年度百三十件でございます。

また、維持管理料についてでございますが、こちらは令和三年度で約百十万円でございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

三上議員、もうちょっとマイクに近づけてお話ししていただければと思います。二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

グラウンドの利用は小学生、中学生が陸上クラブで練習しているのをよく拝見しますので、きっとそれかなと思っております。ただ、去年に比べて多目的広場、野球場は、去年から若干減っていますが、結構思いのほか多いなという印象を受けました。ただ、多目的広場や野球場の利用については町民、町内の方の利用もあるものの、町外の団体や企業の利用が多いということをお伺いしました。その点についてお伺いします。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長補佐。

○生涯学習課長補佐（成田 泉君）

お答えします。

陸上競技場の申請については、町の陸上クラブが頻りに利用されており、ほかにも町内のこども園や施設が利用しております。ただ、野球場と多目的広場については、三上議員のご指摘のとおり町外の利用者の方が多く、多目的広場の令和四年度申請のあった三十件のうち、町内が四件、町外が二十六件でございました。

以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

多目的広場三十件のうちの四件が町内でよかったですか。（「はい」という声あり）ということは、正直ほとんど町外の利用かなというちょっと認識になります。管理費は年間百十万円、草刈りとガーターとそのほかいろいろあるんでしょうけれども、今回の復旧、前回の復旧に千三百万円、ここだけをピンポイントで取るわけじゃないですけれども、多目的広場、町外の方のために一生懸命に整備して予算つぎ込んでいるというのは、いかがかなという気がします。実際野球場はアップル球場がありますし、本当に素晴らしい球場だと思います。また、中学校のグラウンドも使ったりしていました。昨

日の夜、電気ついたりして使われていました。そして、十一月三十日にはたしか、旧藤崎校舎のグラウンド整備が完了する予定だと認識しております。

そうしたときに、今回のように災害復旧費用、それから維持管理費用をかけてライフコート平川、失礼ですけれども、町外の方のために使われているような節が見受けられる、これが本当に必要なのかなあという疑問があります。令和六年三月三十一日で管理期限終えるということも考慮すれば、町長の答弁でこれから検討していくということありましたけれども、私は個人的に費用対効果だけを言うわけではないですけれども、使えるところがあるのであれば本当に必要なくなっていくのかなという思いがあります。町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

今の質問にちょっと関連するので、前段ちょっと説明させていただきます。当初地方創生の拠点づくりの交付金を活用して、今年度から三か年かけて藤崎校舎、いわゆる弘前実業高校の利活用を含めた三か年計画を今実施する予定です。間もなくそのグラウンドの八百数十万の予算も、入札終わったんだっけ、もう入札終わって間もなく工事に入るところでございます。

我々としては、せっかく県から無償譲渡受けた藤崎校舎の校舎、そしてグラウンド、体育館、全て国の交付金をうまく利活用して、あそこにある程度設備投資して、近い将来はライフコート平川を若干ウオーキングとか、サイクリングコースぐらい整備して、こちらのほうを活用するというような考え方でずっと進んできたんですよ。ただ、県とのやり取りのうち、体育館の人工芝化の克雪トレーニングに活用したものは、予算が国からつくだろうと。ただ、グラウンドに関しては難しいというような話を交渉しているうちに、そういう指導がありました。付随した形でグラウンド整備するのであれば、約一千万円弱ぐらいの予算は、それは地方創生でも認めてくれるだろうと。ただ、そこに何千万あるいは一億近い予算を投入しての整備はなかなか難しいということで、県から指導あったもんですから、今回八百万ちょっとの予算で、軽度な修復ということで、この間入札終わったところでございます。

よって、令和六年までのライフコート平川の使用期限、現状ではもうちょっと先に入札あって五百数十万ぐらいの改修工事の費用が間もなく入札されますけれども、そのぐらいの予算にとどめて、まずは現状を修復して、令和六年度までの期間はどううまく活用していきましょうということで、結論締めたところでございます。ただ、スポーツ協会の会長もそちらにいらっしゃいますけれども、できるだけ早い時期に将来を見越した利活用のことを関係団体と協議しながら、どういった形で維持管理がかからないか、コストダウンができるか、そういうこともひっくるめながら、今現状で活用している、例えば陸上競技場ジュニアチームもひっくるめて、様々な団体からご意見を聞きながら、早い時期に回答を結びつけたいとそう思っているところでございます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

そうですね、グラウンド、しっかりしたグラウンドにしようと思えば、まだまだ予算は大分かかっていくんでしょう。けれども、実際ここまたいつ災害があるか分からない、災害があるたびに今回五百万ちょっと、前は一千三百万ということで、結構負担になる金額だと思います。これがいつまでもかかっていくというのは、本当にいかがかしらと思います。返すに当たっても、たしか建造物あるもの皆壊して、元にして返してくださいという、私に言わせれば足かせのようなもんかと思えますけれども、それがあってもそれは一過性のもの、一回で終わりです。なので、ぜひ本当にそこをしっかりと考えていただければと思います。

そうすれば、次の質問に入ります。

二番、空き家対策について再質問させていただきます。

空き家が二百四十二軒あるとの答弁でありました。その中で倒壊、もしくは倒壊のおそれのある、危険度の高い空き家、廃屋はどのぐらいあるのか。また、鹿島神社付近の廃屋の取壊し、私は廃屋の中でも、とてもスピーディーに行われたように感じました。それ以外の目立った、目につく空き家や廃屋についての進展はあるのか、お伺いいたします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

町の特定危険空き家は十二件でございます。そのほかの空き家に進展はということではございますが、町といたしましては、所有者に対し空き家の適正管理について、年二回ほど通知、苦情に来た場合は毎回通知している、通知をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

危険度の高いものが十二件という話でありました。これ町でも一生懸命やっているんでしょうけれども、この危険度の高い空き家、廃屋がある近隣の方々にしてみれば、本当になかなか安心できない話です。いつ倒れてくるのかなと。台風来れば、物がうちに飛んできて家が壊れるのではないかと。ましてやそれで何かあったときに、誰にしゃべればいいんだべなど。町で年二回何か通知しているということですが、町で一生懸命やっているんでしょうけれども、なかなかそれに対して進展がなければ、そこの近くに関わっているたちは、町で何やってんのやという思いになっていくのではないかと思います。

例えば極端な話、町で一生懸命やっているよというのをしっかり知ってもらうために、そういう危険度の高い地区に住んでる人たちには、例えば一定期間にこういう状況ですよと、極端な話は持ち主が誰か分からなくて、連絡取れなくて困っていますと、連絡取っていたけれどもと、今どういう状況でどうなっていますとか、そういう説明をするだけでも、町でやっているんだなという安心感が出てくるんじゃないかなと思います。ぜひそういう面でも、目に見える形の行動をお願いしたいと思っております。

次、そうすれば、空き家対策推進委員会の活動についてと私は聞きました。正式名称は空き家等対策検討委員会、それから空き家等調査審議会ですね。

実は、私もこの空き家等調査審議委員の一人で、令和元年十月議員になったときからならせてもらったと思っておりました。それ以降、現在まで委員会活動というか、会合とか何もなされていないように私は記憶しております。開催されても私が行けないだけなのか、認識していないだけなのか。この委員会、実際何名おられて、どういう活動しているのかお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

お答えいたします。

空き家の対策検討委員会というのは、この空き家についての条例とか、補助事業とかでどういうふうにしたらいいのかというたたき台、たたき上げるための設置で、役場職員が対応して、空き家等の適正管理に関する条例というものを制定しております。

その中に、条例の中に審議会を置くということで、明記しております。これは、任期が二年でございます。町長の諮問を受けたときにその委員会を開くということで、ちょっと三上議員の前のやつちょっと調べるんですが、元年の十月から二年の七月で任期切れております。そのあとは委員のほう委嘱していませんで、二年間は空いております。町からの諮問がなかったというふうに私は推測しております。

今回、八月一日に委嘱をしております。今回台帳の見直しとか、危険空き家に対しての意見を聞くために、八月一日に委嘱しまして、九月の二十日審議会開催する予定としております。委員は七名でございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

分かりました。ですが、すみません、ちょっと確認します。私は令和二年の七月で空き家等調査審議会の委員ではなくなっていたということですね。

○議長（小野 稔君）

総務課長。

○総務課長選管事務局長併任（高木秀光君）

そのとおりでございます。

○議長（小野 稔君）

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

すみません、事務局、一つ確認していいですか。事務局はこの……。

○議長（小野 稔君）

暫時休憩します。

休 憩 午後二時三十一分

再 開 午後二時三十三分

○議長（小野 稔君）

休憩を取り消し会議を再開します。

二番三上道人議員。

○二番（三上道人君）

最後、空き家問題、これは本当に日本の至るところで問題になっております。実際本当に高齢化とともに、さらに増加していく案件だと考えております。もっと前向きに積極的に、取り組んでいただいて、それこそ活用できる空き家のうちに、手だてすると。廃屋、本当に壊すしかなくなってからだと無駄な経費がかかっていくので、なかなか動くことがおっくうになるかと思えます。ぜひ町にはそこをしっかりと検討していただいて、うまく橋渡しできるような形を、空き家バンクも使ってるよという話聞きますけれども、なかなかそこだけの話だと、実際の活用状況が余り多くないので、ぜひ町としても考えていただければと思っております。

以上で私の再質問を終わらせていただき……。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

答弁求められておりませんが、一言だけお話しさせてください。

まず二年で任期が切れるというのは、再度やったときにまた通知すると、

それいいのか悪いのか、ちょっとなかなか私の言葉から言うのもなんですが、ただ、いわゆるこれから七名に九月二十日に空き家等調査審議会、これは七名ということで九月二十日に審議会開かれます。この方たちも二か年ということで、町長が諮問したときにその審議会が開かれてやるということでご認識していただきたいと思います。

現状で二百四十二軒のうち十二軒が倒壊のおそれがあって、まだまだ再利用ができるということでもありますので、その中にはあるということもございますので、広域で空き家バンクを設置してヒロロに事務所を置いて、定住自立圏の中でその運営もしています。ただ、そういう者が町と行政とのやり取りがなかなかうまくいかないのも現状でして、裁量でできるものは裁量していただいて、例えば町の補助金五十万円を利活用して、住まれる方あれば、それにこしたことはないわけです。もうちょっと総務課と、それから経営戦略課に桜庭さんという空き家のコーディネーターもいますので、もっと連携を密にして、加速させていろいろ研究課題を少しずつ解消していきながら、空き家対策を講じていきたいとそう思っております。（「ぜひお願いします」という声あり）

○議長（小野 稔君）

これで、二番三上道人議員の一般質問を終了します。

換気及び消毒のため休憩します。再開時刻は、午後二時五十分といたします。

休 憩 午後二時三十六分

再 開 午後二時四十九分

○議長（小野 稔君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、十三番浅利直志議員に一般質問を許します。十三番浅利直志議員。

〔十三番 浅利直志議員 登壇〕

○十三番（浅利直志君）

日本共産党の浅利直志です。議長の許しを得ましたので、通告に沿って一般質問をしたいと思います。

本年八月の水害に遭われた方々に心よりお見舞い申し上げます。また、議会傍聴の方、お疲れさまでございます。

さて、私にとってもうれしいことといたしますと、一つはこれまで議員でコロナの感染をしたという人が一人もいなかったということがうれしいこととございます。

次にうれしいこと、初めに昨日沖縄の知事選挙で、オール沖縄の玉城デニー知事が再選されたことを喜びたいと思っております。日本政府と日本国民全体が、沖縄の人々の意思と気持ちをしっかりと受け止めるべきだと思っております。

それでは、通告に沿いまして、町長の政治姿勢と、今後の行政運営について質問いたします。

さて、九月二十七日実施の国葬についてであります。戦前の国葬は明治以来の言わば君主制を支える重要な儀式でありましたが、終戦後の現憲法施行と同時に失効したものであります。現在法制的根拠のないものではないでしょうか。国葬の強行実施は、法の下での平等をうたっておる憲法十四条に反することではないでしょうか。また、憲法十九条は、思想及び良心の自由を求めております。この憲法十九条に反することではないでしょうか。

岸田首相が八月十日の会見以来、国葬は個人に対する敬意と弔意を国全体で表す儀式だと述べておりますが、国民主権の現在、国民全体への弔慰の強制に結局事実上つながることであり、憲法十九条に反する内閣府の行為ではないでしょうか。憲法違反の国葬は中止すべきことではないでしょうか。内閣葬、自民党合同葬ぐらいにすれば、あるいはまた例外的に数の力で国会決議をすれば、こんなに批判を受けることはなかつたらうと個人的には思っております。

付け加えて、戦前の総理で東京駅で刺殺された平民宰相と言われた原敬氏は、遺言により国葬ではなく盛岡のお寺で葬儀が行われたと言われております。原敬首相の妻が、死ねばもはや私人、死ねばもはや平民と言ったことは知られているところでもあります。安倍元総理が凶弾に倒れたことは、とても痛ましく、また許されないテロ行為ではありますが、このことと国葬を実施するということは別問題だと思っております。

安倍政治の、あるいはアベノミクス、あるいはモリカケ問題、あるいはまた統一協会の問題など評価は二分しているところであり、国葬実施とは別問題ではないかと思っておるところであります。

そこで、通告に沿いまして、九月二十七日国葬実施のときにおける町自治体、藤崎町としての対応と、小中学校生徒に弔意をお願いするのかどうか、改めて町長にお聞きするものであります。

次に、新型コロナ第七波感染拡大の理由と、今後の対応策や取組について、改めてお聞きいたします。

次に、町有施設、町有地の利活用計画と今後の取組について質問いたします。

特に、その中で令和六年三月でときわ会病院による管理運営の終了申出に伴う現在の藤崎診療所の利活用計画について、改めてお聞きいたします。

次に、令和六年度解体予定の常盤地区の西田町営住宅跡地の利活用計画のプランニング、今後の取組についてお聞きいたします。

さらに、常盤就業センター跡地と、旧藤崎町役場跡地の利活用計画がありましたら、お伺いするものであります。

最後に、水害防止軽減対策について、質問いたします。

日本列島も、そして我が藤崎町も地球規模の気候変動の大きな影響を受けていることをさらに実感いたしました。十年間に一度ぐらいならまだ我慢のしようがありましようけれども、十年に三回も水害被害を受けるということ、胸の痛みを感じるところでございます。そこで、改めて町長に質問いたします。

一つは、水害リンゴ園地の流木、ごみ、土砂、泥などの早期撤去などの支援策の拡充の取組について、改めてお聞きいたします。

次に、平川、岩木川合流地点付近の河道掘削は、過去五年間に実施されたのかお聞きいたします。被災されたリンゴ園経営者の希望を調査することを大前提に、代替地のあっせんや遊水池の造成を国に町としてしっかりと要望していくことについて、今後の町の取組について、改めて質問いたします。

以上、二〇二二年九月議会における私の一般質問とさせていただきます。簡潔明瞭な答弁を求めまして、登壇にての一般質問といたします。よろしく

お願いします。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員の一般質問に対する答弁を求めます。平田博幸町長。

〔町長 平田博幸君 登壇〕

○町長（平田博幸君）

浅利直志議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、町長の政治姿勢及び今後の行政運営についてのイの国葬実施時における町自治体の対応と、小中学校児童生徒に弔意をお願いするかについてお答えいたします。

国葬時における弔意につきましては、先般松野官房長官より地方自治体や教育委員会などに対し、弔意を求めない旨を明らかにしており、現在のところ総務省や文科省、また青森県や県教育委員会からも特段の通知や指示等は来ていないところであります。

このことから、町といたしましては、小中学校の児童生徒に対し、弔意を求めることはいたしません。当町におきましては、過日安倍元首相の献花台を町文化センターへ設置しましたところ、町とご縁がございますことから、当日は半旗を掲げることなどを検討しているところであります。

次に、ロの新型コロナ第七波感染拡大の理由と対応策についてであります。新型コロナウイルスが変異を重ね、より感染力の強い、いわゆるオミクロン株に置き換わり、さらにその中で主流となったBA・5という系統については、従来と比べ感染力が強いものの、重症度は高くないと指摘されています。

また、ワクチンの三回目接種から一定期間が経過することに伴い、重症化予防効果が減弱していくと考えられ、特に高齢者は若年者より免疫獲得が低く、免疫の減衰が感染拡大の一因とみなされています。

対応策といたしましては、これまでの三回目、四回目接種や未接種の方、及び五歳から十一歳までの小児への接種推進や、今後のオミクロン株対応の追加接種の実施により、ワクチン接種のさらなる促進を図ってまいります。

さらに、これまでの基本的な感染対策の再点検として、三密の回避や手指消毒、換気の徹底を図り、必要に応じて抗原検査キットを対象機関へ配布す

るなど、対応を講じてまいりたいと考えております。

次に、ハの町有施設、町有地の利活用計画と今後の取組についての、令和六年三月終了申出の藤崎診療所についてお答えいたします。

医療法人ときわ会の指定管理終了の申入れに伴い、藤崎診療所は廃止の方向で調整していますが、今年度には地域医療検討委員会を立ち上げ、廃止後の地域医療の在り方について検討します。施設の利活用につきましては、これと別に検討する予定でございます。

次に、令和六年度解体予定の西田町営住宅跡地についてであります。町営住宅条例では、西田第二団地として位置づけており、令和三年十二月議会の一般質問においてもお答えしているとおりに、財政運営計画、令和六年度に解体する予定としているところでございます。想定といたしましては、行政財産のまま解体工事を実施し、跡地については普通財産に移管する方向としておりますが、その利活用につきましては、公共用施設の用途がない場合には、人口定住や移住施策を推進することを目的として、公売に供したいと考えております。

次に、旧常盤就業センター跡地の利活用計画についてであります。既に広報ふじさき九月号及び町ホームページで公売要項を知らせており、その内容は四月の議員全員協議会の際にもお答えしたとおりに、民間による宅地分譲を推進する観点から、宅地建物取引業者を対象に入札を実施することとしております。

次に、旧藤崎町役場跡地の利活用計画についてであります。旧役場跡地につきましては、間口が狭く細長い形状の上、防災行政無線等の公共用の設備が多数設置されていることから、これまで公売に付したことはなく、現在も予定していないところであります。

ただ、最近では不動産業者からの問合せ等もあったことから、その目的が住民の利益に供するものである場合には、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、ニの水害防止、軽減対策についての水害リング園地の流木ごみ、土砂、泥の早期撤去などの支援策の拡充についてお答えいたします。

現在、町建設協会と災害時における応急対策業務の協力に関する協定に基

づき、少しでも早期に撤去できるようお互いの協力の下、作業を行っているため、支援策については現状を継続していきたいと考えております。

次に、平川、岩木川合流地点付近の河道掘削は過去五年間に実施されたのかについてであります。国土交通省青森河川国道事務所に確認したところ、近年河道掘削を実施したのは平成二十五年九月の出水対応として、平成二十六年から平成三十年度までに、鶴田町から弘前区間において河道掘削を実施したことであります。これにより、平成二十五年九月と同規模の出水では、計画高水位以下で安全に流下できるようになっているとのことでありました。

また、現在におきましても、戦後最大の洪水となった昭和五十二年度の洪水を想定し、治水効果が大きい下流側から順次河道掘削を施工し、流下能力の向上を図っているところであると伺っているところでありました。

次に、代替地のあっせんや、遊水池の造成を国に要望することについてであります。先ほど奈良議員の答弁で申し上げましたが、治水事業についての要望につきましては、岩木川は津軽平野を貫流する幹線流路延長百二キロメートルの一級河川であることから、河岸の市町村が一体となり、国への要望活動を毎年実施しております。今後も岩木川上中流改修期成同盟会において、意見交換及び治水、利水等の調査研究を行いながら、より効果的で実現可能な要望をしてまいりたいと考えております。

以上、浅利議員の質問に対する登壇での答弁といたします。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員の一般質問に対する答弁が終わりました。

これより十三番浅利直志議員に再質問を許します。十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

それでは、初めの国葬について、通告しておるわけなんですけれども、特段の文科省やあるいは総務省だとか、一斉に何々やってくれとかという連絡はないというようなことなんですけれども、そうしますと一斉に黙祷をするとか、ある時間にですね、そういうことは町の職員、あるいは小中学校の教職員、あるいはまた子供に対してはやる予定はないということの理解でよろしいんですか。町長がうんと言ったからそのとおりなんです。でも、教育長、学校はそれで対応するんですか、どう対応するんですか。

○議長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（羽賀義易君）

今、町長の話されたとおり、教育委員会も学校に対して一律の行動を求めることは考えておりません。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

ぜひそのようにやってほしいなというふうに思います。

それで、献花台あるいは半旗を掲げるというようなことはやられるということであったんですけれども、もう一つ私お聞きしたいのは、最近、最近じゃない、大分二週間ぐらい前からなんでしょうか、東奥日報及び陸奥新報の紙上に私に言わせれば、国葬の日に協賛広告のようなものを出す予定だと。東奥日報、あるいは陸奥新報記者もいらっしゃいますか、予定だということなんですけれども、町として協賛広告を出すつもりなのかどうか。その点について、関連してお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

ただいまの質問にお答えいたします。

献花台は、それこそ我が町で生まれ育った木村太郎代議士、いわゆるお別れ会のときに、実行委員長として時の総理大臣が来られたものですから、文化センターに約一か月間献花台を設置させていただきました。その献花台は今後は予定はございません。

当日は、国葬のときは半旗はすると。役場のメインポールに、国旗、町旗、そして県旗は半旗にすると。あとおのおの時間ばらばらで気持ちある人は、武道館のほうに向けて礼するなり、黙祷するなり、それは自由だとそう思っております。

そして広告でございますが、国会史上一番長く総理大臣を歴任し、俯瞰外交もして、リーダーというのは常に世間から注目され、国民からも注目され

て、いろいろご苦労があったと、ご労苦があったと思います。それに敬意を表して、各社弔意をささげるということでの広告でございますので、これはしっかりお付き合いをしたいとそう思っております。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志 議員。

○十三番（浅利直志君）

安倍総理が凶弾に倒れた、言わばテロ行為に倒れたということについては、国民の多くが弔意を持っているんだろーと思います。私もそうでありませけれども。ただし、九月の二十七日に結局安倍総理の死亡、亡くなったことを悼むという、いわゆる協賛広告をするということについて、結局国葬を正当化するということにつながるのではないかと思いますんですけども、広告をするには二、三万円でもお金がかかりますよね。これは町長のポケットマネーでやられるんですか。それとも交際費でやる予定なんですか。その辺はどのようなことなんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

もちろん公費対応させていただきます。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志 議員。

○十三番（浅利直志君）

要望ですので、やるという考えもありましょうし、ポケットマネーでやるなら大いにやってほしいなというふうには思いますけれども、公費を使うということは町民全体がそれに賛意を示しているということと同じようなことになりはしないかという思いがあるわけであります。加えて議会も、町にならうんだというようなことでありますけれども、ぜひ注視を、町は町です、議会は議会ですんで、その辺は慎重に実施してほしいというふうなことを要望しておきたいと思えます。

次に、現在のいわゆるコロナ等の感染の問題であります。一番初めに、議員が誰もかからなかったのがよかったねとか、そういう思いは強いですが、実

際。私どもの仕事も人と会って話をするというのが一つの仕事でもありますんで、議会で発言する、討論するというのも一つの仕事でありますけれども、そういう点が制限された中で、感染者も出さなかったというふうに私は受け止めているんですけども、議会としても、でもこれからどうなるかは全く分かりませんので、油断なくというような感じで受け止めています。

それで、感染力がどうして皆それなりに気をつけているのに、こんなに感染している人多いのかというのを、何人からも聞かれるわけです。それから、ひどいというふうに理事者の皆さんからは思われるかも、職員でもかなり感染している人いるんだと、町長もだとか、そういうのがかなり言われているんです。だから、役場に行きたくねえわというようなことまで言っている人も出ているわけなんです。それは正常な状態じゃないかと思うんですけども、長引くからどこかに八つ当たりしなくちゃという思いもあるんだと思うんです。

町長に端的に聞きます。町長が感染したと、万が一感染したということになったら、氏名を公表してというふうな対応をするのか、その辺どういふふうな対応なのかということ、結局今はホームページ上は人数だけというか、あるいは所属をして、業務を続けていますというような公表の仕方なんですけれども、万が一感染したというような場合はどういう対応をなさるつもりなのか、お聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

もちろん私公人でございますので、公に公表するつもりではありますが、その前にかからないように万全の対策を取っていきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

我々もそれで二年半皆節制をしてきたということなわけですので、でも今の感染力の強さという、あるいはまたワクチンを子供たちが打っていないと

いう、むしろ理想的な家庭のほう、いわゆる三世代だとかいるような家庭のほうで感染する確率が高いという実際の問題もあるわけですので、その辺私自身も、議会の申合せもあるんですけども、万が一感染すれば、氏名を公表してくださいというふうに言うつもりでありますんですけども。

それで、このコロナのことについて関連してお聞きいたします。

結局秋から冬にかけて、また感染が強まるというようなことも予想されているんですけども、経済を回す、経済活動をするということと、予防対策をするということとでなんだけれども、どっちかというところプロ野球の感染だとか、そういうようなのを見ていると、あるいは相撲の再開だという、あるいはスポーツのことなんかを見ると、経済を回すということに、ウイズコロナ以上にコロナ対応というよりも、そっちのほうに力点を置いて国の施策も、あるいは町の施策もそういうふうな方向に大きくかじを切ったのかなという思いがあるんですけども。

それで、関連してお聞きしたいんですけども、この感染力がB A・五、感染力が強いと言われている。それはなしてなのかというようなことについての知見といいますか、結局空気感染があるんだと、あるいはそれが主流ではないかと、飛沫感染よりも空気感染のほうが主流なんではないかという見解もあるんですけども、厚労省や県やどういう見解なんですか、その辺は。見解だというふうに受け止めているんでしょうか。担当課でもよろしいので、お聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

いろんな話があるかと思いますが。議員おっしゃるとおり、そういった形の意見もあるんだと思います。ただ、私どもが聞く範囲では、具体的にそういう詳細というのは聞き及んでおりません。

また、福祉課としましても、そういったことをはかるような知識もございませんので、はっきりとは述べかねるかと思っております。

以上です。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

いや、福祉課で判断してくれとかそういうような話じゃないですよ、これ。国立感染研なら感染研、そういうところではどういう判断なのかということ、やはりキャッチしてやっていくということも必要なことなんじゃないか。二年半もBA・五は二年半じゃないけれども、ここ半年ぐらいですけれども、そういうものをきちんと受け止めて、また感染の基本対策もやりつつ、正確な情報を求めていくということが大事ではないかなと思っております。

その点で、このコロナの問題について、もう一つ、自宅療養者というのがかなり多くなったわけです。つまり私一番初め感染拡大したときには、ワクチンの接種を国で開発するための国費をつぎ込んだというようなことも聞いたんですけれども、しかしこの間の現状を見ると、とても日本の製薬会社は太刀打ちできないんだそうです。早い話、横綱と高校生が相撲取るような状態で、とてもファイザーだとかには対抗できないという日本のこれが現実だというふうなことなんですけれども。

いずれにしてもワクチンは無理にしても、その治療薬を、国産の治療薬を自宅療養者に提供すると、そういう体制を十分考えないといかんのかなというふうに思っておるんですけれども、それは藤崎町は関係ない、保健所と青森県がやることなんですというような構えでいくのかどうか、その辺はどういう構えなんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

治療薬というお話かと思いますが、やはりその辺も、例えばワクチンが効かない方とか、そういった方に優先的にやりますよという話、そういったことを含めまして、厚労省、国のほうで全て管理している状態でございます。ですので、町のほうで、能動的にそれを導入してどうのこうのということ考えてはございません。

以上です。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

町長にお聞きします。やっぱり自宅療養を命じ、医療体制が窮屈だ、あるいは逼迫する状態だと、普通の患者が受け入れられないような状態があるから、自宅療養の基準にする人がたくさん多くなるわけですよ。結局それはどこでどういうふうな形でフォローしていくのかということも、県や保健所の責任ですというようなことなのか、我々もきちんと分かっておらないと、今いつ完成するか分からないというか、そういうのもありますので、その辺はどういう認識でいけばよろしいのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

非常に一言で今の質問に答えるのは、なかなかハードル高くて答えにならないかもしれません。三年前、いわゆる中国の共産党が率いる武漢からコロナウイルスは発生しました。そのとき、その当時の政府が春節というか、武漢だけでも五百万人行ったり来たり、里帰りしたり、町へ出かけたり、そういうのをほとんど黙視して、その方たちが分からぬままに、症状ないままに全世界に、そこから端を発していると、そう私は認識しております。

そして、ウイルスというのは次から次と変異して、それこそ自分も生きようとするから、我々の目に見えないような形で変異して生き残ろうとする。それが今BA・5というオミクロン株になって世界各地で蔓延、拡大しているというところでございます。

基本的には、ワクチンの接種、これを定期的に行っていくと、四回目からはオミクロンに効き目のあるワクチンが間もなく出そうだということ。それから、日本の製薬でも飲み薬、塩野義というメーカーが中心となって研究に邁進しているというお話も聞いております。その飲み薬が常備薬として、国民に行き渡れば、もっともっと感染頻度は少なくなるだろうと思っております。

また、最大の防御はやっぱり三密回避、そして空気の換気、そして手洗い、うがい、これを徹底的に一人一人の国民がするという事だろうとそう思っております。大谷翔平さんが活躍しているBSの野球を見ると、アメリカ人はもうマスク外して観戦していますけれども、日本の例えば東京ドームとか甲子園の観戦者は、きっちりマスクしながら観戦しているというところもありますので、やっぱり自己防衛が最大の防御となろうかと思えます。

○議長（小野 稔君）

十三番 浅利直志 議員。

○十三番（浅利直志君）

いずれにしても、様々な知見を自治体も生かすと、何もやっていないわけじゃないけれども、実際は様々な変異株に対応する取組が必要なんじゃないのかなというふうな思いを強くしておりますので、基本を守りつつ、子供たちを守る方向で、コロナ対策を進めていただきたいと思います。

再質問の順序を、次はハですけれども、ニのほうに、水害防止、水害軽減対策についてお聞きいたします。

（一）の土砂や泥の早期撤去など支援策を拡充していただきたいと、これは町長をはじめ担当課、建設課などの力、ボランティアの力も、何か聞くとところによると、一人だけは現状のままで保存して補償を求めるんだというようなことで、ボランティアの協力も入れない方もいらっしゃるというふうな話も聞いているんですけれども、大方は終わったというようなことなので。ただ、災害見舞金とか、三割軽減があったとか、一割でも三割でも災害見舞金なりそれなりのことを、片づけ費用として先行払いでもやったほうがいいんじゃないかなというふうに、前も言ったような記憶があるんですけれども、その辺はどのような考えなのかというように一については、お聞きいたします。

二について、先ほど聞いていることにちょっと答え、鶴田以降の河道掘削やりましたというだけけれども、私が具体的に聞いているのは、合流地点付近の河道掘削はやられたんですかというふうなことを聞いているんですけれども、それはどう、やったのか、やらなかったのかということはどうなんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

まず一点目の見舞金の話でございます。板柳町は十アール当たり一反歩五万円の薬剤助成費と見舞金ということで考えているように、新聞報道ではされていまして。町でも取りあえずは先般の二十三日のいわゆる臨時会においては、三割以上冠水したリンゴ農園については、十アール当たり五万円ということで提示させて、予算可決したところでございます。七から九日までの三日間、いわゆる災害を受けた人たちの聞き取りをやっていまして、その実績が今ほぼ農政課の手中にありますので、早い時期にそのお見舞い金は支払うように指示しているところでございます。おおむね十月の二十日ごろということでお聞きしております。

一方の合流地点の河道掘削、これは今の山田所長の前の岩倉所長、女性の方でした。岩木川の改修期成同盟会の百周年の際に何回も議場でお話ししましたけれども、ゴムボートに首長が乗って、例えば弘前から板柳の境界までは私、板柳から鶴田の境界までは、成田板柳町長、相川、鶴田の町長ということで、リレーしたときに、いわゆる合流地点の築堤というよりも、国交省で言うのは管理道路だそうです。管理道路が約七十メートル、八十メートル、合流地点だから管理道路が決壊してあったと。私はすぐ、それこそ国交省に出向きまして、早い時期にあそこ強化してくれと。普通築堤だと、またすぐ壊れちゃうよと。合流地点だから強化しないと大変だよというお話させていただいたところでございます。

それでも、今回の大豪雨で、その築堤が管理道路が見事に決壊して、ごうごうごう、上流からの泥水が入ってきて大きなごみが白子の園地に置かれたというところでございます。

私の認識では、あの場面を国交省が河道掘削しているのは、私は承知していません。私承知していないところでやっているかも分かりませんが、私は承知していません。またそういう報告も一切受けていません。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

五年、十年の間にやったのかと。町長も町長になった当時から河道掘削、遊水池を設けなきゃならないこと、このことを重要視していました。もちろん管理道路の問題も。ですから、もう私、早い話合流地点、対岸から見ても分かるんですよ、ずっと堆積しているんですよ、砂場の状態が。ですから、それを確認していないのであれば確認をしつつ、やってもらうように今度こそしようではありませんかということです。そのことを要望しておきたいと思っております。

それから、管理道路についても、我々議会で見に行ったときもまだ半壊状態だったんですよ。でも越水しているところもありますから、水害は防げなかったらと思うんですけども、半壊状態。それが八月九日、十日のときにもう全壊状態になっちゃったというようなことで、いずれにしても、あれぐらいの幅や強度では、また秋にでも大雨があると、さらに被害が大きくなるというようなことでもあるので、早期に管理道路の強化策というのを、畑のほうののり面といいますか、こっちのほうを強化してやる必要があるわけです。川のほう、そっちのほうを強化するのは不可能だし、大きな堤防ができていますので、中の管理道路の強化策が被害を減少させる一つの方策だということなんで、これは町長も前から主張をし、お願いもし、やっているんですけども、今回残念ながら役に立たなかったと。見れば年度ごとにかさ上げしているのが分かるんですね、分かるんですけども、あれでは不十分だというようなことなので、ぜひ強化策、管理道路の強化策も進めていただきたいと思います。

それで、三つ目のリンゴを、これは白子地域もそういう人があるんだと思うんですけども、代替地のあっせんやあっせんですね、こういうことを国に要望することについてということについてです。このことについては、まず前提として希望調査、やっぱり若い人が経営しているのか、それとも七十ぐらいの人が経営しているのか、それとも今そこに持っている保有面積がどうなのかという様々な問題があって、対応は一樣ではないので、ないことになるんだと思うんで、まず希望調査をする、いわゆる移動改植といいますか、概念的にはですね。いやそこはやめて違うところに園地を求めるんだ

と、やめたい人も土手の外の平地にもあるわけですので、そういうものを農業委員会が中心になって、あっせんの仕事をするというようなことをやっていく必要があると思うんです。

それで、農業委員長にお聞きいたします。リンゴづくりでは平田町長と同等以上に地域で貢献している方でございます、こういう要望についてどのようなお考えをお持ちなのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野 稔君）

農業委員会会長。

○農業委員会会長（安原義太郎君）

浅利議員にお答えいたします。

先般、私どもの農業委員会では、先月の二十八日ですか、水害の後ですけれども、農地パトロールを実施しました。そうすると藤崎町には非常に水田になっているところの耕作放棄地、それから畑を樹園地にすれば、非常に林崎方面が多いという結果が出たわけでありまして。そして、先般三十一日の日に農政審議会が諮問、委嘱されまして、一般論であります、やはりこの水害あった、今浅利議員が言ったように代替地の話が出ました。そこで、我々農業委員会でもあっせんして紹介して、これから長い目で畑を作りたいという方があれば、それらは持っていこうじゃありませんかと、こういう話も出ました。

ただ、樹園地においては、非常に土地の条件があるんです。例えば、畑がいっぱい、耕作放棄地があったとしても、そこにリンゴでいう紋羽病という病気があるんです。ちょうど十年ぐらいたってリンゴがなってくると、リンゴの木が枯れてくる。そういうまた条件も調べなければ、ただ単に植え替えて、そこもここもあっせんできないわけでありまして。

いずれにしましても、浅利議員さんが今言ったように、我々の農業委員会としても、当然あっせんの方に向けて、これから委員と委員の皆さん方と話をしながら、煮詰めて進めていきたいと、このように思っています。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

水田についてはかなり県の管理機構だとか、そういう機構を利用して、進んでいるんですけども、今回の水害を機にリンゴ園地についての労働という、園地の部分、作業配置の問題もあるでしょうけれども、大胆に農業委員会でも進めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それでは、最後に利活用、質問通告のハの町有施設、町の土地の利活用計画についてお聞きいたします。

一つは、令和六年度の解体予定の西田の町営住宅の跡地であります。答弁では町の土地にして、公売も一つの選択肢にして考えたいというようなお答えであったんですけども、具体的には私、一つあそこの地域が大変住宅地も増えているんです。解体の跡地に小さな集会施設もあるんです。この集会施設、私も参加している津軽保健生協という班活動もそこでやったりしているんです。私はそこには参加していませんけれども。ですから、集会施設を残してほしい、あるいはまた壊すんだったら、新しいのをきちんと造ってほしいという要望もあるんです。

ですから、そのような地元の町内会の要望なり、その実態調査というのを聞き取り調査といいますか、そういうのをやられているのかどうかということをご建設課長にお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（鳴海浩司君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃったとおり、令和六年度に解体予定という形になっておりまして、解体はいたしますけれども、今まだあそこに今おっしゃったように、町内会で使っている施設ございます。これに関して、現在のところまだ実態調査、地元の要望等伺ってはいないんですけども、これからも解体する際には当然地元の要望を聞いた上で、どうやっていきたいのかということをお聞いた上で、解体のほうを進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

町民の中ではその団地の、町長の答弁ではいわゆる公売も一つの選択肢として考えたいということでしたんですけれども、そういう団地の数も多くなつたし、そういう小さな施設でもちゃんと新しく造って、集会施設を造ってほしいという要望もあると。なおかつ、いわゆる子供たちが伸び伸び歩ける、駅の裏にも遊園地、公園みたいなのはあるんですけれども、もうちょっとゆっくり散歩できるようなそういうゾーンも設けるべきではないかなというような提案も、町民の間からも言われておりますので、もう売却する分は売却する、生かす部分は生かすという、公有地として、その辺メリハリを持った計画をぜひ進めていただきたいということ、要望しておきます。

最後に、いわゆる現診療所のことです。結局廃止してしまうということ、これは五十嵐議員もほかの議員も聞いておりましたんですけれども、廃止の決定が最終決定なのか、その辺は答弁によると、担当課で決め、診療所として存続することは難しいだろうと、医師確保の問題だというようなことも、私に言わせれば、ちゃんと公募もして三か月なら三か月、そして誰も引受け手もないから廃止するんだというぐらいだったら、最後まで可能性を追求したのかなというふうには思うんですけれども、廃止を決めてしまったと。また、町長もそれを了とするとというようなことを、ちょっと早過ぎねえのかなというふうな思いがあるんです。

つまり、先達の人たちが、合併する前から医療と介護とやれるような施設をやろうと、結局ときわ会に依頼する際も医師不足というのが主に決定打だったんですけれども、公募をしてやる人がいないのかですね、担当課と町長部局だけで決めちゃっていいものなのかという思いが私はしているんですけれども、今後検討委員会ではそういうことを検討、地域医療検討委員会では利活用については検討しませんというのが、公式答弁でもありますし、課長の答弁でもありますし、あるいはまた町長の答弁でもありましたですけれども。見直すというか、病院の機能を生かす方向で公募を試みるとか、そういうようなことをやってみるつもりはないのかということ、町長はほとんどのことができる人なんでしょうから、町長にお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

二回にわたりときわ医療法人から診療所の経営状態、そして医師不足等で、先般来た際には五年度末をもって、ということは、令和六年三月三十一日をもって閉じたいというお話をいただきました。その後福祉課中心に、様々な角度から利活用もひっくるめて検討させて、その後私のところに福祉課長が来て協議して、現状でときわ会の診療所を指定管理を受けるのは、六年の三月三十一日というお話でありましたけれども、それが公表されて、また募集かけるという手もないわけにして、ないわけですよ。

浅利議員がおっしゃるとおり、余りに結論早いんでないかと。例えば浅利さんにいろいろ知恵を拝借すれば、どうにかこうにか形になったかもしれません。様々な角度から検討した結果、そういうような形になったということは、断腸の思いであります。それ以上答えようがないというところです。

○議長（小野 稔君）

十三番浅利直志議員。

○十三番（浅利直志君）

これは財政課長にお聞きしたところなんですけれども、診療所が一つあることによって、出張所も確保していることによる交付税措置、あるいは病院、診療所確保していることによって、七百万円ほど交付税措置が現在はあるんだというような話もありましたんですけれども、七百万で問題は全然解決しないんですけれども、そういうことも含めて、私は地域医療検討委員会ですか、余り私は議員がそういうのに参加することには賛同できないんです。いずれにしても、地域医療検討委員会では検討しないんだと、利活用についてはということなんですけれども、ぜひ専門家がそれなりに集まるわけですので、その利活用のことも、二案三案でもいいですんで、意見を出し合うというような検討委員会にしてほしいというのが私の要望であります。

以上をもちまして、一般質問、再質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小野 稔君）

これで、十三番浅利直志議員の一般質問は終了しました。

以上で一般質問を終わります。

これをもって本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

散 会 午後三時四十八分
